

「大津代官公事出入取計留」の翻刻と解説

萬代 悠

本稿では、大津代官所が作成したと推測される「大津代官公事出入取計留」を紹介する。

史料の概要 本史料「大津代官公事出入取計留」は、三井文庫が二〇一七年に古書店から購入したものである。形状は縦帳、料紙は楮紙、法量はタテ二四・二センチメートル×ヨコ一七・六センチメートルである。表と裏に後補表紙を付し四つ目綴じであり、紙数は後補表紙を除くと一〇七丁となっている。表紙には題簽（外題）がなく、背にも何も表記がないので、「大津代官公事出入取計留」というのは筆者が仮に名付けた史料名である。

本史料の中身を見ると、大津代官や大坂代官、京都代官が京都町奉行所や大坂町奉行所、奈良奉行に対し、おもに公事出入に関する問い合わせをした文書の写し、あるいは触書の

写しが合計四四件収録されている。本解説の末尾の付表において、これら文書の写しの目次、作成・送付年月、質問者、回答者を示した。実際に本史料の冒頭に記される目次には、【四十三】まで文書の写しの摘要（表題）が列挙されているが、実際には、天保一四年（一八四三）五月の江戸町触の写しが最後に掲載されているので、これを【四十四】とした。本史料に掲載される文書の写しの作成・送付年月は、判明する限りにおいて、安永二年（一七七三）三月から天保一四年五月までであり、その期間は約七〇年にもわたる。これらの文書の写しの配列は時間順ではないが、ある程度の区分が可能であるので、試みに以下に示しておく。

①近江大津町の裁判取扱【壹】、②相对済令下の裁判取扱【貳】、③上方代官の問い合わせの先例【五】

【廿二】、④名目金出入の裁判取扱【廿二】～【廿三】、⑤大津代官所と大坂町奉行所の問答【廿四】～【三十七】、⑥質商売関係の国触と問答【三十八】～【四十三】、⑦江戸金公事改革にかかわる江戸町触の写し【四十四】。

作成者は不明だが、(1)本史料の筆跡・筆致がすべて同一であること、(2)大津代官、または大津代官所手代が作成・送付した文書が多くを占めること、(3)とくに大津代官所大坂詰手代が大津代官所手代、谷町代官所手代、大坂町奉行所与力宛てに作成・送付した文書が見られることから、本史料は、天保一四年五月以降に大津代官所大坂詰手代の牧野嘉兵衛が先例や触書を転写し、作成したものと推測しておく。

後述するように、【壹】は、大津代官の石原清左衛門が明和九年（一七七二）三月に近江大津町を管下に置いた一年後に作成・送付されたものであり、これが【壹】に配列されていること自体、大津代官所手代が作成したものであることを予感させる。【五】～【廿一】は、近江・丹波・摂津・河内の一部を管下に置く大津代官所が、参考として大坂代官や京都代官の問い合わせ書を取り寄せたものであろう。

なお、本史料には、主として出入筋（おもに民事訴訟に相当）に関する問い合わせ書や触書が収録されている。これに対し、最近、小倉宗が紹介している大津代官所作成の「上方八ヶ国手限取計留」³には、主として吟味筋に関する問い合わせ

せ書や先例書が収録されているので、当該史料と本史料は対になるものかもしれない。

以下では、【壹】と【五～七】を取り上げて、京都法、奈良法、大坂法の共通点と相違点について若干解説する。

近江大津町の裁判取扱——京都町奉行所管下時代 石原清左衛門正頭まよあきは、寛保三年（一七四三）に大津代官となり、宝暦七年（一七五七）においては近江・丹波・摂津・河内で合計八万九四〇〇石余の所領を管轄した。明和九年（一七七二）三月には大津町も管轄することになり、これ以降、原則として石原家が代々大津町を管下に置いた。²【壹】は、翌安永二年（一七七三）三月、石原清左衛門正頭が大津町を新たに管轄するにあたり、京都町奉行所に対し、おもに金銀出入の取扱について問い合わせたものである。

大津町については、享保七年（一七二二）の「国分ヶ」令以降、京都町奉行所が管轄したが、明和九年三月に石原清左衛門正頭が大津代官に就任したことを機に、大津代官は京都所司代に直属し、大津町中の民政上の実権を掌握した。とくに、正頭が就任直後に発令した明和九年四月の触書によると、大津町中の公事訴訟については、すべて大津代官所が裁判を担当することになったようである。³ただし、それまで裁判を担当したのは京都町奉行所であったから、正頭が京都町奉行所に裁判の取扱を問い合わせたことになる。

さて、【巻】は、正頭が公事出入の取扱を尋ね、京都町奉行所が「付札」で回答する形をとっている。一条目は、一般的な金銀出入の場合の、債務金銀高（滞納額）に応じた返済日限、訴訟手続についての問い合わせである。これに対し京都町奉行は、次の回答を示した。返済日限は、債務金高五〇兩または債務銀高三貫目以下については三〇日、金五〇兩または銀三貫目以上については六〇日、金一〇〇兩または銀六貫目以上については一〇〇日、金一六〇兩余または銀一〇貫目以上については一五〇日、金五〇〇兩または銀三〇貫目以上については二〇〇日、金八三〇兩余または銀五〇貫目以上については三〇〇日である。一度目の日限返済命令に關しては、京都町奉行所が債務金銀高に應じて上記の通りに命じ、日限を過ぎても債務不履行の場合、債務金銀高の一〇％を（おそらく早々に）弁済し、残り九〇％を債務残高に應じた所定の日限で弁済するよう命じる。これも未済のときには一〇％のうち五％ずつ分割での弁済を命じ（詳細については後述）、未済のまま日限返済命令が六、七度目に及ぶと、債務者（被告）には手鎖を命じる。

これらは、京都町奉行所裁判管下の取扱（京都法）と酷似している。享保七年「国分ヶ」令から明和九年三月まで、京都町奉行所が大津町の裁判を担当したのだから、京都法が大津町で適用されたのは当然といえは当然だが、「付札」の回

答に沿ってそれが妥当か確認しておく。宇佐美英機の研究によると、日限の設定は、安永五年（一七七六）五月決定の京都法とほぼ同じである。⁴ 訴訟手続については、京都法で実施された分割返済（内上金）が採用されていた。一度目の日限で債務不履行であった場合に債務金銀高の一〇％を弁済するよう命じられる点も、京都法と同様である。⁵

ただし、【巻】の「付札」の場合、訴訟手続に關しては文言が簡潔で意味をとりにくいので、宇佐美の研究によりつつ、京都法の訴訟手続を確認しておく。京都法においては、一度目の日限で債務者が未済の場合、債務金銀高の一〇％を早々に弁済し、残り九〇％を債務残高に應じた所定の日限で弁済するよう（二度目の日限返済を）命じられる。この日限を過ぎて一〇％さえも未済であったときには、債務金銀高の五％を早々に弁済し、五％を一〇日限で弁済するよう（三度目の日限返済を）命じられ、まず一〇％の弁済を優先することになる。この場合、合計一〇％を弁済すれば一度目の日限返済命令に戻り、未済であれば五％を五日限、五％を一〇日限で弁済するよう（四度目の日限返済）を命じられる。四度目の日限を過ぎても未済のときには、五％を即日弁済するよう命じられ、これも未済であったときには手鎖を受ける。⁶

このように、京都法では日限で未済であった場合、債務金銀高の一〇％か五％の早期弁済を命じられた。これに対し

【壹】の回答には、「最初右之通申付、不相済候得者、十分一内上ケ、其後十分一弐ツ二割申付、様子二寄、六、七ヶ度目手鎖」とある。京都法を参考にすると、二度目の日限返済命令（債務金銀高の一〇％弁済）を債務者（被告）が履行できなかった場合、「十分一」を「弐ツ二割」、つまり五％ずつの弁済を命じられたと解釈できる。大津町においても、債務者（被告）が二度目の日限を過ぎて一〇％さえ未済であった場合、債務金銀高の五％を早期に弁済し、五％を幾日限（京都法では一〇日限）で弁済するよう命じられた。回答の文言が簡潔であるため、詳細は不明な点が多いが、少なくとも一般的な金銀出入の返済日限、訴訟手続に関しては、大津町では京都法が適用されていたと考えてよい。

ただし、これは享保七年「国分ヶ」令から明和九年三月までのことであり、京都町奉行所の回答を得た正頭がその通りに運用したのかについては、慎重な検討を要する。この点で参考となるのが【四】である。寛政九年（一七九七）に江戸で相对済令が発令された際、京都代官らと大津代官が幕閣に提出した返答書の写し（【四】）によると、上方代官管下の山城・大和・丹波・近江においても、金銀出入に関する取扱は京都法に準拠していた。よって、正頭が大津町においても京都法に準拠したと考えられる。

一方で、上記の例をもって【壹】が京都法を示したとする

と、一般的な金銀出入だけでなく、多様な給付訴訟の返済日限と訴訟手続も判明するという点で、京都法研究においては極めて有益な史料である。なぜなら、京都法の場合、金銀出入を除く給付訴訟の返済日限と訴訟手続は、大坂法や奈良法に比べて、十分に分析されていないからである。

京都法、大坂法、奈良法の比較 以下、いくつかの項目に関して、京都法（【壹】）、大坂法（大坂町奉行所裁判管下の取扱、【七】）、奈良法（奈良奉行所裁判管下の取扱、【五】）、【六】の日限と手続を比較する。この際、適宜、京都法については十八世紀後半の京都町奉行所の業務手引書、大坂法については堺奉行からの問い合わせに対する大坂町奉行の文化二年（一八〇五）の回答、奈良法については一八世紀後半から一九世紀前半の大和五條代官の問答集からも引用する。

手代横領金返還請求訴訟 手代の横領により、雇用主から提起される横領金返還請求訴訟については、次の通りである。京都法では、対決により手代の横領が確認された場合、京都町奉行所が手代に対して手鎖執行と二〇日の日限返済を命じ、親または請人（保証人）のもとで謹慎させる¹⁰。二〇日の日限を過ぎても債務不履行のときには、一条目（一般的な金銀出入）の訴訟手続と同様の措置をとる（【壹】）。

大坂法では、御用日に関係なく、大坂町奉行所が訴訟提起日の当日に手代を召喚し、手代には家財の報告と謹慎を命じ

る。これは吟味筋（刑事事件）に相当し、早々の解決を求め（一七）。文化二年（一八〇五）時点では、これまで示談による内済を成立させてきたので、請人に身代限り（身上限り、債務弁済強制）を執行した例はなかったとする。

奈良法では、訴訟の内容にもよるが、原則として御用日に關係なく訴訟提起日の当日に手代（おそらく親か請人も）を召喚し、対決により手代の押領が確認された場合、手代には謹慎と一五日の期限返済を命じる（一六）。この期限を過ぎても債務不履行の場合には、一〇日の期限返済（二度目）を命じ、三度目には五日、四度目には即日のそれを命じる。これを過ぎても債務不履行のときの処置については、記載がない。ただし、「取込格別不埒之取計」があった際には、奈良奉行所は「家財附立」（差し押さえ財産の選定）も命じるが、「多分附立」を命じることはないとする。身代限りを執行することはないけれども、一部の財産の差し押さえを命じるかもしれないという、執行可能性の提示にとどまっている。

奉公人給銀返還請求訴訟 一方、奉公人が親元に帰って戻らない場合、雇用主から提起される給銀返還請求訴訟については、次の通りである。

京都法では、京都町奉行所が奉公人の親に対し二〇日の期限返済を命じ、二〇日の期限を三度過ぎてても債務不履行の場合には、親に手鎖執行と一〇日の期限返済を命じる。一〇日

の期限を五度過ぎてても債務不履行のときには、親に身代限り、請人に手錠を執行する（一七）。

大坂法では、出訴日から対決日まで通常三〇日のところを、出訴日から御用日一つ抜きで大坂町奉行所が対決、期限返済三〇日を命じる。この期限を過ぎても債務不履行の場合には、押込を経ずに奉公人本人に身代限りを執行する（一七）。

奈良法では、奈良奉行所が奉公人に対し一五日の返済期限を命じ、このとき謹慎に処する（一六）。この期限を過ぎても債務不履行の場合には、一〇日の期限返済（二度目）を命じ、三度目には五日、四度目には即日のそれを命じる。これでも債務不履行のときには、奉公人の謹慎を継続させ、請人にも謹慎を命じる。

上記以外にも、訴訟受理の条件について詳細が判明するので、これに関して京都法、大坂法、奈良法を比較する。

受理最低債権額 金銀出入の受理の最低債権額は、次の通りである。

京都法では、原則として金二歩以上、銀三〇匁以上であり、錢については、京都町奉行所は錢小貸会所以外の債権を受理せず、米については先例が見えないとする（一七）。

大坂法では、原告、被告のいずれか一方が町人の場合には金一歩以上か、銀六〇匁以上か、錢五貫文以上であり、原告と被告の双方が百姓である場合には金一両以上か、銀一〇匁

以上か、銭一貫文以上か、米一石以上であった⁽²⁰⁾〔七〕。

奈良法では、原則として金一步以上か、銀二〇匁以上か、銭二貫文以上である⁽²¹⁾〔六〕。

受理期限 金銀出入の受理の期限は、次の通りである。

京都法では、享保元年（一七一六）以前に結ばれた金銭貸借契約の場合、金銀出入が提起されても京都町奉行所は受理しない⁽²²⁾〔七〕。これは安永二年（一七七三）時点の手続だが、寛政九年（一七九七）時点でも同様である⁽²³⁾〔四〕。

大坂法では、原則として、契約後一〇年が経過した金銭貸借契約の場合、金銀出入が提起されても大坂町奉行所は受理しない⁽²⁴⁾〔七〕。これは享保六年（一七二一）から続く手続であり、文化二年（一八〇五）時点でも同様である⁽²⁵⁾。

奈良法では、京都法と概ね同じく、享保元年（一七一六）以前に結ばれた金銭貸借契約の場合、原則として、金銀出入が提起されても奈良奉行所は受理しない⁽²⁶⁾〔五〕。

先訴後訴制度 金銀出入についての先訴後訴制度は、次の通りである。

京都法では、特定の債務者（被告）に対して先訴があったとしても、京都町奉行所は幾口でも訴訟を受理した⁽²⁶⁾〔七〕。よって同一債務者に対する給付訴訟が増えるほど、債権者（原告）一人当たりの回収額は減少したことになる。江戸法においても、先訴後訴の区別がなく、原則として幾口でも受

理したから、この点で京都法と江戸法に共通点がある⁽²⁷⁾。ただし、江戸法の場合、天保一四年（一八四三）の江戸金公事改革によって、江戸においても大坂法のような先訴後訴制度が採用されたから、京都法についても、安永二年（一七七三）以降、とくに天保一四年頃に変化があった可能性もある⁽²⁸⁾。

大坂法では、延享二年（一七四五）改正以降の場合、特定の債務者（被告）に対して先訴があったときには、先訴提起日の翌日以降に提起された後訴を大坂町奉行所は受理せず、後訴は「願掛」（順番待ちの状態）となった。先訴が解決に至った時点で、後訴の債権者が「願掛」通りの順番に出訴し、大坂町奉行所がそれを受理した⁽²⁹⁾〔七〕。多重債務者への給付訴訟は、原則、出訴日の順番通りに受理されたから、後訴であればあるほど債権回収の額と可能性は低下した。

奈良法では、京都法と同じく、特定の債務者（被告）に対して先訴があったとしても、奈良奉行所は幾口でも訴訟を受理した⁽²⁶⁾〔六〕。ただし、遅くとも幕末期においては、大坂法と同じく、先訴後訴制度が採用されていたという⁽³⁰⁾。

押込・手鎖、身代限り 一般的な金銀出入の場合、押込・手鎖、身代限りに至るまでの取扱は、次の通りである。

京都法では、先述した通りの日限返済命令と訴訟手続がとられたが、債務不履行を繰り返したからといって、基本的には京都町奉行所が身代限りを執行することはなかった。ただ

し、「当人」から身代限りの執行を望んだ場合には、その様子次第で身代限りを執行することがあった（【七】）。「当人」を原告、被告のどちらと解釈するかについては難しいが、片方だけの主張と要望で身代限りが執行されたとは考えにくいので、双方の合意のもと、原告が被告のどちらか一方が身代限り執行の要望書を提出したと思われる。³¹一方、宇佐美英機によると、京都法においては、法規上には身代限り執行の可能性が示されていたが、実際のところ身代限りは、ほとんど執行されなかったという。³²今回の京都町奉行所の回答によつて、宇佐美の見解の通り、京都町奉行所は、身代限り執行の可能性を保持していたことが明らかになった。³³

大坂法では、当初、京都法や奈良法とは異なる訴訟手続がとられた。まず日限は、債務銀高一〇貫目以下については六〇日、銀一〇貫目から五〇貫目までについては一五〇日、銀五〇貫目以上については三六〇日であった。次に訴訟手続については、一度目の日限を過ぎても過半の弁済がなかった場合、大坂町奉行所は被告に手鎖（病氣届を承認した際には押込）執行と三〇日の日限返済を命じる。これを過ぎてても債務不履行のときには、被告に身代限りの執行を命じる（【七】）。ただし大坂法の場合、法の制度と運用面においては、享保五年（一七二〇）以前のⅠ期、享保六年（享保五年令施行）から文政二年（一八一九）までのⅡ期、文政三年以降のⅢ期と

いう時期的差異があった。大坂町奉行所は、Ⅱ期には当該手続通りに迅速かつ杓子定期的に処理（神保文夫説³⁴）し、Ⅲ期には細かい指示や叱責を駆使しながら、なるべく示談成立を促す方向で臨機応変な措置（大平祐一説³⁵）を講じた。一般的な金銀出入の場合、Ⅲ期においても、大坂町奉行所が押込や身代限りを執行した例はあったが、その執行に至るまでに何度も日延を認め、可能な限り身代限りを避ける方針をとったと筆者は考えている。³⁶

奈良法では、概ね京都法と同様の訴訟手続がとられた。まず日限は、債務金高五〇両または債務銀高三貫目以下については三〇日、金五〇両または銀三貫目以上については六〇日、金一〇〇両または銀六貫目以上については一〇〇日、銀一〇貫目以上については一五〇日、銀三〇貫目以上については二〇〇日、銀五〇貫目以上については三〇〇日であり、金高が不明な分を除くと、京都法と同じである。次に訴訟手続については、債務金銀高が一度目の日限で債務者が未済の場合、債務金銀高の一〇％を早々に弁済し、残り九〇％を債務残高に応じた所定の日限で弁済するよう（二度目の日限）を命じられる。この日限を過ぎて一〇％さえも未済であったときには、債務金銀高の五％を早々に弁済し、五％を一〇日限で弁済するよう（三度目の日限返済を）命じられ、まず一〇％の弁済を優先することになる。この場合、合計一〇％を弁済す

れば一度目の日限返済命令に戻り、未済であれば5%を五日限、5%を一〇日限で弁済するよう（四度目の返済日限）を命じられる。四度目の日限を過ぎても未済のときには、5%を即日弁済するよう命じられ、これも未済であったときには、債務者本人には手鎖の執行、判人（保証人）には謹慎が命じられる（二六）。これらも、京都法とほぼ同じである。奈良法も京都法と同様、原則としては、債務不履行を繰り返したからといって、身代限りを執行することはなかったと思われる。ただし一方で、原告（債権者）が身代限りの財産を受け取ったものの、その財産売却金では債権全額を回収できず、被告の請人に債権残額の給付訴訟を提起した場合、奈良奉行所はその訴状を受理しないとあることに注意したい。これによると、身代限りの執行も念頭にあったことになる。奈良法は京都法と同じく、基本的に身代限りは執行しないが、身代限り執行の可能性自体は保持していた。

京都法、大坂法、奈良法の共通点と相違点 以上のように、京都法と奈良法には共通点が多く、とくに一般的な金銀出入の訴訟手続は、ほとんど同じであった。ただし、手代の横領や奉公人給銀返還請求訴訟など、一般的な金銀出入以外については、京都法の訴訟手続と奈良法のそれはやや異なっていた。金銀出入の受理の最低債権額についても、京都法と奈良法では違いが見られた。

一方、大坂法は、京都法でも奈良法でも見られない独自の訴訟手続を採用する傾向が強かった。Ⅱ期（一七二〇～一八〇〇年代まで）の場合、一面的には、大坂町奉行所は債権者に有利となる迅速かつ杓子定期的な処理をとり、身代限りも速やかに執行した。三井大坂両替店の訴訟記録によると、大坂町奉行所は示談を執拗に勧めたり、分割返済を求めたりすることはせず、債務不履行のまま所定の日限が過ぎると、迅速に手鎖・押込、身代限りを執行した。この点で、滞納額に応じた分割返済、日限返済、出頭の命令を繰り返し、身代限りの執行可能性を保持しながらも、これを執行せずに費用をかけて示談や弁済を求める京都法、奈良法とは異なる。

しかし、身代限りにおいては、差し押さえ財産に質権が設定されていた場合、質権者に当該財産を引き渡す必要があった。しかも身代限りは免責主義をとったから、受け取り財産の売却金が債権額に達しないからといって、原告（債権者）が再請求訴訟を起こすことはできなかった。

それだけではない。身代限りは許偽的行為（財産の隠匿や過少報告）を誘発したので、必ずしも債権者にとって有利であったとは限らなかった。これらを背景としてか、Ⅲ期（一八二〇年代以降）の場合、大坂町奉行所は、なるべく示談成立を促す方向で、臨機応変な措置をとるようになり、一般的な金銀出入においても、身代限りに至るまでの猶予を適宜認

めるようになった。これにより原告（債権者）は、たとえ被告が多重債務者であっても、債権の一部を高い確率で回収することができた。一方、被告（債務者）にとっては、何度も出頭命令、叱責を受ける点で、Ⅲ期は煩雑な訴訟手続となった。この点でⅡ期からⅢ期変化は、債権保護の強化につながり、少なくとも法の運用面では大坂法の京都法のような色彩を濃くしたといってもよい。³⁹⁾

では、債権者の立場からみた際、Ⅱ期の大坂法は京都法や奈良法に比べて劣っていたかという点、必ずしもそうではない。それは、京都法と奈良法が先訴後訴制度を採用せず、大坂法がそれを採用していた点に顕著である。先訴後訴制度がないと、同一の被告（債務者）に対する金銀出入を奉行所が幾口でも認めることになり、口数が増えるほど原告の回収額（分配額）は減少した。これに対し、延享二年（一七四五）改正以降の大坂法では、一般的な金銀出入の場合、先訴提起日の翌日以降に提起された後訴を大坂町奉行所は受理せず、先訴の原告が優先的に債権を回収できた。延享二年改正前については、大坂町奉行所は、先訴の年限返済命令が出る前（原則、提起から三〇日間）であれば幾口でも訴訟を受理し、先訴の指定出頭日に全口一緒に呼び出して対決を命じたが、一度目の年限返済命令が出たあとに、同一の被告に対して金銀出入が提起されても、後訴として順番待ちになった。⁴⁰⁾ 改正

前であれ改正後であれ、大坂法では無限定に訴訟の口数が増えるわけではなく、これは先訴の原告の債権保護強化、ひいては訴訟累積、金融渋滞の回避につながった。天保一四年（二八四三）の江戸金公事改革においては、改正前の大坂法の先訴後訴制度が立案、のちに採用されたように、金公事改革を提案した江戸町奉行鳥居忠耀にとっても、先訴後訴制度が金融渋滞を回避する手段と考えられていたといっている。⁴¹⁾ 上記のほかにも、本史料には多くの知見が含まれているが、ひとまず本稿の解説はここまでとする。

凡例

- 一、用字については、原則として常用漢字を使用し、異体字などは常用漢字にあらためた。
- 一、引用史料の変体仮名は、原則として平仮名にあらためた。ただし、助詞の「者」（は）、「而」（て）、「江」（え）、「与」（と）、「茂」（も）は原史料のままとし、活字を落として記した。「而已」（のみ）も原史料のままとしたが、これは活字を落とさずに記した。
- 一、合字の「ㇿ」（より）は、原史料のままとした。
- 一、敬意表現については、闕字・平出・擡頭はすべて一字あけとした。
- 一、引用者の判断により、引用史料においては、必要に応じ

て読点を打ち、(一)内に補足説明、傍注に当該人物の役職名などを記した。このほか傍注については、誤字か誤字と推測される場合には(一カ)、脱字は(一脱カ)、衍字は(一衍カ)などと記した。誤字であるかの判断がつきにくい場合には、(ママ)と記した。

一、訂正などがなされた文字であっても、それを判読できる場合には、左傍に見せ消ち記号(ゝ)を、右傍に訂正後の文字を記した。

一、虫損や破損、抹消により文字を判読できない場合には、字数分を□で示し、字数が不明な分は「」で示した。

一、朱書はゴシック体で示した。

一、史料引用にあたっては、現在から見て差別的意味を持つ言葉もあるが、歴史的表現を歪曲なく提示するという考えに立脚し、史料用語としてそのまま引用した。

- (1) 小倉宗「上方八ヶ国手限取計留(二)——江戸中後期の上方・大津代官に関する史料の紹介と分析」(『関西大学文学論集』第七〇巻第四号、二〇二二年、一一五〜一四四頁)、小倉宗「上方八ヶ国手限取計留(二)——江戸中後期の上方・大津代官に関する史料の紹介と分析」(『関西大学文学論集』第七一巻第一・二号、二〇二二年、六一〜九九頁)。

(2) 村上直・和泉清司・佐藤孝之・西沢淳男編『徳川幕府全代官人名辞典』(東京堂出版、二〇一五年)、三四頁。

(3) 林屋辰三郎・飛鳥井雅道・森谷尅久編『新修大津市史 第四卷 近世後期』(大津市、一九八一年)、三三〜四五頁。

(4) 宇佐美英機『近世京都の金銀出入と社会慣習』(清文堂出版、二〇〇八年)、一五五頁。

(5) 宇佐美英機『近世京都の金銀出入と社会慣習』(清文堂出版、二〇〇八年)、一六一〜一六二頁。

(6) 宇佐美英機『近世京都の金銀出入と社会慣習』(清文堂出版、二〇〇八年)、一六一〜一六八頁。この規定は、遅くとも一八世紀末の寛政初年頃には適用されていたという。

(7) 安竹貴彦「天理大学附属天理図書館所蔵「裁判心得」(二)——一八世紀後半の京都町奉行所関係文書」(『法学雑誌』第五四巻第一号、二〇〇七年、四三四〜四五八頁)、安竹貴彦「天理大学附属天理図書館所蔵「裁判心得」(二・完)——一八世紀後半の京都町奉行所関係文書」(『法学雑誌』第五八巻第三・四号、二〇一二年、六三〇〜六四八頁)。

(8) 安竹貴彦編『大坂堺問答——一九世紀初頭大坂・堺の民事訴訟手続』(大阪市史編纂所、一九九五年)。

(9) 本間修平「奈良奉行問合書」(『法学新報』(中央大学法学会)第九六巻第七・八号、一九九〇年、一七七〜二二四頁)。

(10) 一八世紀後半における京都町奉行所の実務手引書によると、親、請人に対しても二〇日の日限返済を命じるとあり、五度目の返済日限を過ぎてもまったく未済の場合には、親か請人

- に手錠が施行されたようである（安竹貴彦「天理大学附属天理図書館所蔵「裁判心得」（一）——十八世紀後半の京都町奉行所関係文書」、『法学雑誌』第五四卷第一号、二〇〇七年、四三四～四五八頁、引用部分は四五五頁）。
- (11) 文化二年（一八〇五）時点においては、大坂町奉行所は、手代だけでなく、親または請人も召喚するところある（安竹貴彦編『大坂堺問答——十九世紀初頭大坂・堺の民事訴訟手続——』大阪市史編纂所、一九九五年、八四頁）。
- (12) 安竹貴彦編『大坂堺問答——十九世紀初頭大坂・堺の民事訴訟手続——』（大阪市史編纂所、一九九五年）、八四頁。神保文夫『近世法実務の研究 上』（汲古書院、二〇二二年）、一五四～一五六頁も参照。
- (13) 本間修平「奈良奉行問合書」、『法学新報（中央大学法学会）』第九六卷第七・八号、一九九〇年、一七七～二四頁、一九一～一九二頁。なお、当該史料では、手代の横領とは明記されておらず、「取込出入」しか確認できなかったため、これを紹介した。
- (14) 小早川欣吾『増補 近世民事訴訟制度の研究』（名著出版、一九八八年）、六二八頁。
- (15) 明和五年（一七六八）八月九日京都町奉行所決定によると、「一、奉公人立銀出入、二十日切三つ、不相済候得者、右奉公人親判之者実親二候ハ、手錠之上、十日切五つ申付、右日限二も不相済時、右実親身代限申付、主人江相渡、不足有之候ハ、右之者身上持次第可願出候、受人共者過怠として三十日手錠可申付事」とある（安竹貴彦「天理大学附属天理図書館所蔵「裁判心得」（一）——十八世紀後半の京都町奉行所関係文書」、『法学雑誌』第五四卷第一号、二〇〇七年、四三四～四五八頁、引用部分は四五六頁）。
- (16) これを「中抜裁判」という（神保文夫『近世法実務の研究 上』汲古書院、二〇二二年、一五〇～一六八頁）。
- (17) 安竹貴彦編『大坂堺問答——十九世紀初頭大坂・堺の民事訴訟手続——』（大阪市史編纂所、一九九五年）、八三頁。
- (18) 本間修平「奈良奉行問合書」、『法学新報（中央大学法学会）』第九六卷第七・八号、一九九〇年、一七七～二四頁、一九一頁。
- (19) 天明元年（一七八一）四月の京都町奉行所決定によると、「一、金式分、銀三拾目、錢五貫文以下之分、下二而相對申渡候得共、以來者式貫文以下取上ケ中間數候、尤元錢五貫文二而、利足相添罷出、式貫文以上二成候ハ、取上ケ可申候、但、錢貸之証文有之候而も、錢小貸会所江不拘済方可申付事、此義、錢小貸会所錢貸触有之」とある（安竹貴彦「天理大学附属天理図書館所蔵「裁判心得」（一）——十八世紀後半の京都町奉行所関係文書」、『法学雑誌』第五四卷第一号、二〇〇七年、四三四～四五八頁、引用部分は四四七頁）。
- (20) 安竹貴彦編『大坂堺問答——十九世紀初頭大坂・堺の民事訴訟手続——』（大阪市史編纂所、一九九五年）、二〇頁。後掲の【六】も参照。
- (21) 金については、本間修平「奈良奉行問合書」、『法学新報

〔中央大学法学会〕第九六卷第七・八号、一九九〇年、一七七～二二四頁）、一九六頁。少なくとも、文政一一年（一八二八）時点も同様であった（文政一一年「乍恐御願奉申上候」桜井市史編纂委員会編『桜井市史 史料編 上巻』桜井市役所、一九八一年、二六八頁）。

(22) 安竹貴彦「天理大学附属天理図書館所蔵「裁判心得」(一)——一八世紀後半の京都町奉行所関係文書」『法学雑誌』第五四卷第一号、二〇〇七年、四三四～四五八頁）、四四七頁にも同様の規定がある。

(23) 安竹貴彦編『大坂堺問答——一九世紀初頭大坂・堺の民事訴訟手続——』（大阪市史編纂所、一九九五年）、三一頁、安竹貴彦・田中友恵「京都大学法学研究科・法学部小早川文庫所蔵「取捌題号」——大坂町奉行所関係文書——（四 其之肆）」『法学雑誌』第五一卷第三号、二〇〇五年、三三〇～三五八頁）、三四九頁、萬代悠「三井大坂両替店の延為替貸付・法制史と経済史の接合の試み——」（『三井文庫論叢』第五五号、二〇二一年、一～一四八頁）、七三～七四頁。

(24) 本間修平「奈良奉行問合書」『法学新報（中央大学法学会）』第九六卷第七・八号、一九九〇年、一七七～二二四頁）、二〇五頁。奈良町中、あるいは原告と被告が大和国在住、かつ支配違いの場合に奈良奉行所が裁判を担当したと思われる。この際に参照される法を奈良法としておく。

(25) 先訴とは、同じ相手に対して二つ以上の訴訟が提起された場合において、先に出訴された訴訟のことをいう。

(26) 安竹貴彦「天理大学附属天理図書館所蔵「裁判心得」(一)——一八世紀後半の京都町奉行所関係文書——」『法学雑誌』第五四卷第一号、二〇〇七年、四三四～四五八頁）、四四七頁。

(27) 安竹貴彦・田中友恵「京都大学法学研究科・法学部小早川文庫所蔵「取捌題号」——大坂町奉行所関係文書——（四 其之肆）」『法学雑誌』第五一卷第三号、二〇〇五年、三三〇～三五八頁）、三三二頁。

(28) 神保文夫『近世法実務の研究 上』（汲古書院、二〇二一年、四三九～四五四頁）。

(29) 安竹貴彦・田中友恵「京都大学法学研究科・法学部小早川文庫所蔵「取捌題号」——大坂町奉行所関係文書——（四 其之肆）」『法学雑誌』第五一卷第三号、二〇〇五年、三三〇～三五八頁）、三三〇～三五八頁。

(30) 小早川欣吾『増補 近世民事訴訟制度の研究』（名著出版、一九八八年）、二八～三〇頁、神保文夫『近世法実務の研究 上』（汲古書院、二〇二二年）、四四七頁などを参照。

(31) 一八世紀後半における京都町奉行所の業務手引書には、「二、身上限願出候得者、御役所江差出候証文案を見せ候上、得心いたし候段申上候上者、聞届申付候、尤負け方之もの共呼出申渡」とある（安竹貴彦「天理大学附属天理図書館所蔵「裁判心得」(一)——一八世紀後半の京都町奉行所関係文書——」『法学雑誌』第五四卷第一号、二〇〇七年、四三四～四五八頁、引用部分は四五〇頁）。これには金銀出入の場合と

- 明記されていないが、「負せ方」とあることから、金銀出入の可能性が高い。
- (32) 宇佐美英機『近世京都の金銀出入と社会慣習』（清文堂出版、二〇〇八年）、一七五頁。
- (33) なお、宇佐美の研究は金銀出入の場合を分析範囲としたものである。京都法の場合、たとえば奉公人給銀返還請求訴訟では、実親や実親代わりの者に対して、身代限りの執行が常に念頭に置かれていたことに注意すべきである【**七**】、および安竹貴彦「天理大学附属天理図書館所蔵『裁判心得』（一）——一八世紀後半の京都町奉行所関係文書」、『法学雑誌』第五四卷第一号、二〇〇七年、四三四～四五八頁、引用部分は四五六頁）。この点については、安竹貴彦「天理大学附属天理図書館所蔵『裁判心得』（二・完）——一八世紀後半の京都町奉行所関係文書」、『法学雑誌』第五八卷第三・四号、二〇一二年、六三〇～六四八頁、六四六頁も参照。
- (34) 神保文夫『近世法実務の研究 上』（汲古書院、二〇一二年）、五三四～五三五頁。
- (35) 大平祐一『近世日本の訴訟と法』（創文社、二〇一三年）、二二五～二二三頁。
- (36) 萬代悠「三井大坂両替店の延為替貸付——法制史と経済史の接合の試み——」（『三井文庫論叢』第五五号、二〇一二年、一～一四八頁）、一〇四～一〇六頁。なお、当該論文では法制度の変化と表現したが、正確には、制度に著しく逸脱しない範囲での法運用の変化である。
- (37) 本間修平「奈良奉行問合書」（『法学新報（中央大学法学会）』第九六卷第七・八号、一九九〇年、一七七～二二四頁）、一八八～一九〇頁。
- (38) 以下、大坂法の記述については、萬代悠「三井大坂両替店の延為替貸付——法制史と経済史の接合の試み——」（『三井文庫論叢』第五五号、二〇一二年、一～一四八頁）、一〇四～一〇九頁。
- (39) なお、旧稿では、「大坂法の京都法化」の可能性を指摘したが、大坂町奉行所は、滞納額に応じた所定の分割返済命令ではなく、日限延期を承認する代わりに債務の一部弁済（入銀）を求めたので、制度上で所定の分割返済額があったか否かについては、現時点では確認できない。この点から、「京都法のような色彩を濃くした」との表現に変更した。なお、身代限りの執行可能性を保持しながら、町奉行所が債務の一部弁済、日限返済、出頭の命令を下す点では、江戸法とも似た側面がある。ただし、町中にも弁済責任を負わせようとした点では、京都法と似ているために、ここでは京都法との共通点を指摘しておく。
- (40) 安竹貴彦・田中友恵「京都大学法学研究科・法学部小早川文庫所蔵『取捌題号』——大坂町奉行所関係文書——（四 其之肆）」、『法学雑誌』第五一卷第三号、二〇〇五年、三三〇～三五八頁、三三〇～三五八頁。
- (41) 神保文夫『近世法実務の研究 上』（汲古書院、二〇一二年）、四三九～四五四頁、四九一頁。

問	答	備考
石原清左衛門（大津代官）	京都町奉行所	発給者京都町奉行所。
（江戸幕閣）	小堀縫殿（京都二条代官） 石原庄三郎（大津代官） 木村宗右衛門（京成大仏前鞆町代官） 角倉一学（京都二条河原町代官）	発給者根岸鎮衛（勘定奉行）。
大屋四郎兵衛（谷町代官）	奈良奉行	
木村惣左衛門（京成大仏前鞆町代官）	奈良奉行	「亡父宗右衛門勤役中御問合之上、委細ニ承知仕罷在候」とある。
万年七郎右衛門（鈴木町北側代官）	室賀正之（大坂東町奉行） 京極高主（大坂西町奉行）	安永6年（1777）～安永8年（1779）頃。
大屋四郎兵衛（谷町代官）	大坂町奉行	
永田永十郎（大坂西町奉行所与力）	藤岡嘉平次（大津代官所手代）	
大屋四郎兵衛（谷町代官）	大坂町奉行所	
大屋四郎兵衛（谷町代官）	大坂町奉行	
大屋四郎兵衛（谷町代官）	大坂町奉行	安竹・上山（2001），631頁と同様。
大屋四郎兵衛（谷町代官）	大坂町奉行	安竹・上山（2001），631-632頁と同様。
大屋四郎兵衛（谷町代官）	京極高主（大坂西町奉行）	安竹・上山（2001），632頁と同様。
大屋四郎兵衛（谷町代官）	大坂町奉行	
大屋四郎兵衛（谷町代官）	大坂町奉行	
石原清左衛門（大津代官）	久世広民（勘定奉行）	
（不明）	松井官左衛門（大坂西町奉行所与力）	安竹・上山（2001），669頁と同様。
大屋四郎兵衛（谷町代官）	小田切直年（大坂東町奉行）	
大屋四郎兵衛（谷町代官）	小田切直年（大坂東町奉行）	発給者大坂町奉行。
大屋四郎兵衛（谷町代官）	小田切直年（大坂東町奉行）	柴山泰蔵（大津代官所手代）からの質問を受けた牧野嘉兵衛（大津代官所大坂詰手代）が、工藤小左衛門（大坂東町奉行所与力）に問い合わせをし、工藤からの回答を柴山に答申。
石原庄三郎（大津代官）	成瀬正存（大坂西町奉行）	

「大津代官公事出入取計留」の翻刻と解説（萬代）

付表 「大津代官公事出入取計留」の目次

	目次表題	年月
壹	大津町支配被仰付候付、京都町奉行所江諸出入吟味物江州取計方問合書	安永2年(1773)3月
貳	江戸表ニ而延享元子年以来之金銀出入不取上儀ニ付、御書付之趣山城国中江京都町奉行所之触書	寛政9年(1797)10月
三	右ニ付、御勘定奉行根岸肥前守殿之惣廻状	寛政9年(1797)10月
四	上方筋貸附金銀出入取計方之儀御尋ニ付、小堀縫殿外四人申上書	寛政9年(1797)10月
五	借金銀并質地小作等之儀ニ付、奈良奉行江大屋四郎兵衛問合書	安永8年(1779)4月
六	大和国借金銀出入取計方、奈良奉行江木村宗右衛門問合書并濟方日限	文政10年(1827)4月
七	大坂支配国公事出入取計方、万年七郎右衛門大坂町奉行江懸合挨拶之趣	
八	大坂吟味物御改正以前留書書抜	
九	家質并質地証文取計方、大坂町奉行所江大屋四郎兵衛問合書	安永8年(1779)6月
十	摂州名塩村之もの紙漉船株質入いたし候儀ニ付、大坂町奉行所組与力心得与尋之趣答書	寛政2年(1790)2月
十一	女房連印証文取計方之儀、大坂町奉行江大屋四郎兵衛問合書	安永9年(1780)3月
十二	百姓・町人・垣外之もの連印証文取計方、右同断	安永9年(1780)5月
十三	借金銀出入身代限申付候節、妻子之諸色田畑家屋敷質物書入証文取計方之儀、右同断	安永9年(1780)7月
十四	家質証文上借之儀ニ付取計方、右同断	安永9年(1780)8月
十五	借金銀出入訴状請候前後欠落いたし候もの之儀ニ付、右同断	安永10年(1781)正月
十六	借金銀出入願出日延等申立候節、対決迄之利銀差加、裁許可申付哉之段、右同断	安永10年(1781)4月
十七	身代限余銀後訴之もの江可相渡哉之旨、右同断	天明2年(1782)6月
十八	摂州生瀬村欠落庄屋太兵衛跡諸借金銀取計方、伺書	天明5年(1785)11月
十九	借金銀出入濟方之儀ニ付、大坂組与力江問合書	天明5年(1785)6月
廿	借金銀、其外切金渡高之儀ニ付、大坂町奉行江大屋四郎兵衛問合書	天明6年(1786)8月
廿一	借金銀出入請候もの貨物出入請、身代限申付候節、貨物無之節、右同断	天明8年(1788)7月
廿二	宮門跡方并寺院等之名目銀滞及出訴候節之取計方、大坂町奉行之違書	寛政元年(1789)
廿三	名目銀家明借金銀出入相混候節、濟方之儀ニ付、大坂町奉行江大屋四郎兵衛問合書	寛政元年(1789)3月
廿四	証文銀濟方之節、利銀歩通之儀ニ付、大坂東目安方与力江問合	寛政8年(1796)2月
廿五	書損有之質物証文之儀ニ付、大坂町奉行所江問合書	寛政10年(1798)3月

問	答	備考
石原庄三郎（大津代官）	佐久間信近（大坂西町奉行）	
石原庄三郎（大津代官）	水野忠道（大坂東町奉行）	
佐久間信近（大坂西町奉行）	石原庄三郎（大津代官）	
石原庄三郎（大津代官）	佐久間信近（大坂西町奉行）	
牧野嘉兵衛（大津代官所大坂詰手代）	弓削喜代藏（大坂東町奉行所与力）	斎藤利道（大坂西町奉行）・平賀貞愛（大坂東町奉行）の兩名と石原庄三郎（大津代官）の間での書簡のやりとり。
石原庄三郎（大津代官）	平賀貞愛（大坂西町奉行）	
石原庄三郎（大津代官）	大坂町奉行所	
石原庄三郎（大津代官）	松井喜平次（大坂西町奉行所与力）	
石原清左衛門（大津代官）	大坂町奉行	
牧野嘉兵衛（大津代官所大坂詰手代）	岡田大八（谷町代官所手代々）	当初は牧野嘉兵衛から池田三吉（谷町代官所手代）への問い合わせであったが、時間を要したためか、これに対する回答は岡田大八から牧野専左衛門になされている。 発給者牧野嘉藏（大津代官所大坂詰手代）。
		発給者小田切直年（大坂東町奉行）・佐野政親（大坂西町奉行）。 発給者大坂町奉行，堺奉行。
伊藤吉左衛門（堺奉行所与力）	牧野嘉兵衛（大津代官所大坂詰手代）	
辻村二郎左衛門（堺奉行所与力）		
石原庄三郎（大津代官）	平賀貞愛（大坂西町奉行）	発給者大坂町奉行。 石原清左衛門（大津代官）・岸本武太夫（鈴木町代官）・辻六郎左衛門（谷町代官）が大坂町奉行所に申し立て。 石原清左衛門（大津代官）・添田一郎次（谷町代官）・根本善左衛門（鈴木町代官）が大坂町奉行所に申し立て。 矢部定謙（大坂西町奉行）が吉田勝右衛門（大坂西町奉行所与力）を通して谷町代官所与力に返答。 天保14年5月江戸町触の写し。

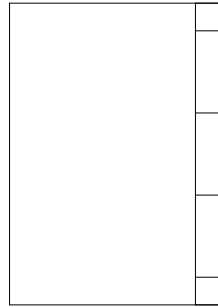
竹貴彦・上山卓也「『大坂公事方問合伺留』—大坂町奉行所関係文書—（二 其之壱）」『法学雑誌』第48巻第2史総覧 第4巻 近世1』（新人物往来社，1984年），西沢淳男『幕領陣屋と代官支配』（岩田書院，1998年），書房，2011年），村上直・和泉清司・佐藤孝之・西沢淳男編『徳川幕府全代官人名辞典』（東京堂出版，2015

「大津代官公事出入取計留」の翻刻と解説（萬代）

	目次表題	年月
廿六	叔母名印之証文を以、金銀出入願出候儀二付、右同断	享和2年（1802）2月
廿七	大坂町奉行ニ而預銀出入請居候百姓貨物出入有之候付取計方、右同断	享和3年（1803）2月
廿八	地主直支配之新田質物証文、新田支配人有無、御年貢不納ニ付、地主答方組合定有之、相互ニ村役兼勤候哉之段、大坂町奉行ヲ尋之趣答	享和3年（1803）8月
廿九	家質証文ニ利足定有之質地相立候哉、否大坂町奉行江問合書	享和3年（1803）5月
三十	大坂三郷続村々借金銀出入滞高之儀、東目安方与力江問合書	文化7年（1810）8月
三十一	家 猪飼野村安兵衛所持之家屋敷等大坂玉造播广（磨）屋こま方江質物ニ取置候付、大坂町奉行ヲ添翰ニ而願出候一件	文化10年（1813）7月
三十二	家賃銀滞家明出入濟方之儀、大坂町奉行江問合書	文化7年（1810）10月
三十三	貸蒲団其外損料并貨物滞願出候節、期限等之儀ニ付、大坂町奉行江問合書	文化12年（1815）10月
三十四	摂河播州村々買預米等願出候節、呼出差日并対決之上濟方等之儀、右同断	文政元年（1818）4月
三十五	穢多江相掛り候借金銀出入身代限申付答之儀、右同断	文政8年（1825）2月
三十六	借金銀出入切金申付方之儀嶋田帯刀手代江大坂詰ル問合往（応）答	5月
三十七	大坂町奉□（行）所掛り光雲寺賃銀滞先訴相濟候段届出候付、質物銀滞日限濟方申付置候分、貨物取渡并売掛ケ出入願掛ケ等為請候段、大坂町奉行所江申立候書取	天保6年（1835）閏7月
三十八	質物利足請取方之儀ニ付、大坂町奉行国触	天明4年（1784）12月
三十九	貨物損料之儀ニ付、大坂・堺奉行国触	寛政12年（1800）8月
四十	泉州村々質商売之もの共質物取候節、請人有無通ひ、又者質札等之儀ニ付、堺奉行与力ル問合ニ付、大坂詰ル之返書	享和元年（1801）4月
四十一	大坂市中并在方質屋共質取方之儀ニ付、町奉行江問合書	文化8年（1811）4月
四十二	大坂市中并在方質屋共質物請戻方限日之儀ニ付、町奉行ヲ達	文化10年（1813）10月
四十三	播州十六郡村々質屋・古手屋・古道具屋渡世之者株式取極之儀、村々難渋申立候儀ニ付、大坂二分申合、大坂奉行所江申立候一件	文政7年（1824）閏8月
		天保7年（1836）3月
		天保7年（1836）4月
(四十四)		天保14年（1843）5月

注：「大坂公事方問合伺留」に同様の記事がある場合には、安竹・上山による資料紹介の頁数を示した（安号，2001年，616-670頁）。大坂町奉行，代官の名前の特定については，児玉幸多監修・今井堯編『日本西沢淳男編『江戸幕府代官履歴辞典』（岩田書院，2001年），小倉宗『江戸幕府上方支配機構の研究』（塙年）を参照した。

〔翻刻原本 公益財団法人三井文庫所蔵H二二二—二一六〕



- 卷
 - 一、大津町支配被仰付候付、京都町奉行所江諸出入吟味物江州取計方問合書
- 式
 - 一、江戸表二而延享元子年以來之金銀出入不取上儀
 - 二付、御書付之趣山城國中江京都町奉行所之觸書
- 三
 - 一、右二付、御勘定奉行根岸肥前守殿之惣廻状
- 四
 - 一、上方筋貸附金銀出入取計方之儀御尋二付、小堀縫殿外四人申上書
- 五
 - 一、借金銀并質地小作等之儀二付、奈良奉行江大屋四郎兵衛問合書
- 六
 - 一、大和国借金銀出入取計方、奈良奉行江木村宗右衛門問合書并濟方日限
- 七
 - 一、大坂支配国公事出入取計方、万年七郎右衛門之趣大坂町奉行江懸合挨拶之趣

- 八
 - 一、大坂吟味物御改正以前留書書抜
- 九
 - 一、家質并質地証文取計方、大坂町奉行所江大屋四郎兵衛問合書
- 十
 - 一、撰州名塩村之もの紙漉船株質入二いたし候儀二付、大坂町奉行所組与力心得与尋之趣答書
- 十一
 - 一、女房連印証文取計方之儀、大坂町奉行江大屋四郎兵衛問合書
- 十二
 - 一、百姓・町人・垣外之もの連印証文取計方、右同断
- 十三
 - 一、借金銀出入身代限申付候節、妻子之諸色田畑家屋敷質物書入証文取計方之儀、右同断
- 十四
 - 一、家質証文上借之儀二付取計方、右同断
- 十五
 - 一、借金銀出入訴狀請候前後欠落いたし候もの之儀二付、右同断
- 十六
 - 一、借金銀出入願出日延等申立候節、対決迄之利銀差加、裁許可申付哉之段、右同断
- 十七
 - 一、身代限余銀後訴之もの江可相渡哉之旨、右同断
- 十八
 - 一、撰州生瀬村欠落庄屋太兵衛跡諸借金銀取計方、同書
- 十九
 - 一、借金銀出入濟方之儀二付、大坂組与力江問合答
- 廿
 - 一、借金銀、其外切金渡高之儀二付、大坂町奉行江大屋四郎兵衛問合書

廿一 一、借金銀出入請候もの貨物出入請、身代限申付候節、貨物無之節、右同断

廣屋(唐)こま方江質物二取置候付、大坂町奉行方添翰二而願出候一件

廿二 一、宮門跡方并寺院等之名目銀滞及出訴候節之取計方、大坂町奉行方之違書

三十二 一、家賃銀滞家明出入濟方之儀、大坂町奉行江問合書

廿三 一、名目銀家明借金銀出入相混候節、濟方之儀二付、大坂町奉行江大屋四郎兵衛問合書

三十三 一、貸蒲団其外損料并貨物滞願出候節、年月限等之儀二付、大坂町奉行江問合書

廿四 一、証文銀濟方之節、利銀歩通之儀二付、大坂東目安方与力江問合

三十四 一、撰河播州村々買預米等願出候節、呼出差日并対決之上濟方等之儀、右同断

廿五 一、書損有之質物証文之儀二付、大坂町奉行所江問合書

三十五 一、穢多江相掛り候借金銀出入身代限申付咎之儀、右同断

廿六 一、叔母名印之証文を以、金銀出入願出候儀二付、右同断

三十六 一、借金銀出入切金申付方之儀嶋田帶刀手代江大坂詰方問合往答

廿七 一、大坂町奉行二而預銀出入請居候百姓貨物出入有之候付取計方、右同断

三十七 一、大坂町奉□所掛り光雲寺貸銀滞先訴相濟候段届出候付、質物銀滞日限濟方申付置候分、貨物取渡并売掛ケ出入願掛ケ等為請候段、大坂町奉行所江申立候書取

廿八 一、地主直支配之新田質物証文、新田支配人有無、御年貢不納二付、地主咎方組合定有之、相互二村役兼勤候哉之段、大坂町奉行方尋之趣答

三十八 一、質物利足請取方之儀二付、大坂町奉行国触

廿九 一、家質証文二利足定有之質地相立候哉、否大坂町奉行江問合書

三十九 一、貨物損料之儀二付、大坂・堺奉行国触

三十 一、大坂三郷統村々借金銀出入滞高之儀、東目安方与力江問合書

四十 一、泉州村々質商売之もの共質物取候節、請人有無通ひ、又者質札等之儀二付、堺奉行与力方問合二付、大坂詰方之返書

三十一 一、家、猪飼野村安兵衛所持之家屋敷等大坂玉造播

四十一 一、大坂市中并在方質屋共質取方之儀二付、町奉行

江問合書

四十二 一、大坂市中并在方質屋共質物請戻方限日之儀二付、

町奉行方達

四十三 一、播州十六郡村々質屋・古手屋・古道具屋渡世之

者株式取極之儀、村々難渋申立候儀二付、大坂二分申合、大坂奉行所江申立候一件

大津町支配被仰付候付、京都町奉行所江諸出入吟味物取計方問合書、江州取計方

壹

江州御代官所諸出入取計方大意

一、町方貸附金銀滯訴出候節、日限り定法

金銀何程方何程迄 最初申付候日切 幾日限

金銀何程方何程迄 同断 幾日限

金銀何程方何程迄 同断 幾日限

但、金銀高何程方何程迄者最初日限り幾日限申付、

相滯候得者、追々切金二申付候、日数其上相滯候得

者、咎等申付、尤咎申付候上、日限申付方之儀、其

上二而相滯候節、取計方之儀

付札

一、金五拾兩

以下者 三十日切

銀三貫目

金五拾兩

銀三貫目

金百兩

銀六貫目

金百六拾兩余

銀拾貫目

金五百兩

銀三拾貫目

金八百三拾兩余

銀五拾貫目

以上者

三百日切

鎖

最初右之通申付、不相滯候得者、十分一内上ケ、其後十分一弍ツ二割申付、様子二寄、六、七ヶ度目手

一、家屋敷其外何二而茂引当ニ書入借用いたし候金銀滯訴出候節、日限り定法

但、金銀高何程方何程迄最初日限申付方、其外前ケ

条同断

家質会所貸附銀十日切、七日限、五日限追々申付、凡六十日余二相成候而茂不相濟候得者、手鎖

一、売掛金銀錢滯訴出候節、日限定法

但、前同断

初ヶ条附札二同断

一、両替屋差引金銀滯訴出候節、日切定法

但、段々日切等申付、相滯、手鎖申付候上、日限申付

方之儀、其上相滯候節、取計方之儀

両替通ひ帳を以当座取引之金銀相滯候得者、廿日限

一、手代引負之儀、願出候節者

但、対決之上、引負相違無之上者、其もの手鎖親請人江預ヶ候上、日限申付候上二而も相滯候節、取計方

手代手鎖廿日限、其後濟方初ヶ条付札二同断

一、奉公人取銀之儀、願出候節者

但、日限り等申付、不相濟上者、親判手鎖二而日限申付、其上不埒二候得者、請人も咎手鎖申付候上二而茂相滯候節、取計方之儀

廿日切三ツ程二而おも判手鎖、夫々追々十日切申付、不相濟候得者、親身代限、請人手錠

一、都而金銀錢米相滯候旨訴出候而茂、員数少候付、取上不申高

金何程以下

銀何程以下

錢何程以下

米何程以下

金式分、銀三拾目以下相対次第、錢之儀者小貸会所之外不及頓着候、米高之儀者例相見不申候事

一、田畑山林書入金銀滯訴出候節、日限申付取計方之儀

証文其外出入之様子吟味次第二而済方申付候事

一、借金銀返済相滞、身代限二申付候節、取計方之儀

借金銀返済相滞候節、一ト通二而身上限申付候儀先
ツハ無之、当人方願出候得者、其様子次第二而取計
候事

一、都而借金銀滞訴出候節、何年以來之分取上、通例日限り
等申付候儀ニ御座候哉

享保元申年以前不取上候事

一、金銀滞訴之儀、先訴有之者ニ而茂、外方目安付候得者、
取上候儀ニ候哉之事

先訴ニ無構取上候事

一、合力願候節、取計方之儀

其仕儀次第取計候事

一、衣類諸道具其外品々貨物滞訴出候節、日限申付方并落着
迄始終取計方之儀

貨物滞廿日限、其後内上ケ申付、残廿日切、右内上
ケ六、七ケ度不渡候得者、手錠

一、都而問屋もの滞願出候節者、初日限、并追訴申出候節、
取計方之儀

問屋もの滞廿日切追々申付、又者廿日切之以後初ケ
条同様二日限申付候口々茂有之候事

一、傾城町并茶屋株御免之場所より酒肴代等滞銀願出候節、
取計方之儀

初ケ条附札二同断

右之通御問合申上候、御役所ニ而御取計方之儀被仰下候様
仕度此段申上候、以上

安永二

巳三月

石原清左衛門

八、糺之上、急度可及沙汰事

以上

寛政九

巳九月

江戸表二而延享元子年以來之金銀出入不取上儀二付、御書
付之趣山城國中江京都町奉行所より之触書

式 覚

右之通於江戸表者取捌之儀御改有之候間、心得迄二此旨山城國中江可相触もの也
巳十月

一、延享元酉年以來之金銀出入、奉行所二而取上候儀、同三

寅年相達候以來、巳二五十年余追々金銀出入数多成行候、

元来人々相對之上之借貸二候得者、取上裁許二茂不及事二

候間、是迄之分裁許者不申付、自今出訴之分吟味之上、取

上夫々可申付候、尤買掛り・諸職人作料・手間賃等二至迄

同断之事

但、只今迄取上裁許日限等申付置候分も、濟方向後

ハ奉行所二而取扱致間敷候

一、金銀借貸之儀者、年古キ儀二而も相互二実意を以之之応対

二候得者、容易二出訴裁許請候二も不及事二而候処、返濟

方も貸方ハ不実意ハ多ハ猥二出訴二およひ、風俗不宜候、

此度裁許之限相改候而も、只今迄之借金銀棄捐二可致なと

心得候者、尤不埒之次第二而候、又欲心を以事を企、及出

入、或者全利徳二而已拘り不埒成出訴之類者、吟味之上、

夫々急度答可申付事

一、以來濟方可申付分、申合之金高致不足、毎度不束二候

三

右奥書之通京町中相触候付、為心得可相達旨、町奉行三浦
伊勢守被申候趣二而、千賀与三右衛門相達候旨、京都詰森
本権藏今十月十六日差越

今般御触有之候奉行所二而取扱申間敷旨之借金銀并買掛

り・諸職人作料・手間賃滞之儀、当寛政九年巳八月晦日迄之借貸者、

濟方願出候共不取上、九月朔日ハ之借貸者取上、吟味之上、

濟方申付候事二候、且、公儀御貸附金者勿論、道中宿方助

成金、其外御手当貸附金者別段之事二有之、且地代・店

賃・家賃、又者船床・髪結床書入、奉公人給金、質地并買

預ケ米、或者慥成質物を以金銀借候類、為替金等之滞願出

候趣者、御触以前之分二而茂取上、吟味之上、濟方可申付、

右之内、質地之儀者、吟味之上、質地二難立、借金二准し

候分者、濟方之不及沙汰、相對二而可濟旨申渡候間、各役所江濟方願出候分も、右之趣二相心得、何れ二茂相對之借貸并買懸・諸職人作料・手間賃之外二候ハ、其度々相同差図請可被取計候

一、唯今迄評定所并奉行所手限二而切金申付、支配役所二而月々取遣為致置候分有之候ハ、御触之趣申聞、以來奉行所二而不取扱間、相對之上、無如才濟方可致旨、相手方江申渡、訴訟方江も右之趣申聞、其段可被相届候
右之通申達候間、廻状早々順達いたし、承知之趣相糺、留り方自分方江可被相返候、以上

寛政九

巳十月

惣廻状

(根岸鎮衝、勘定奉行)
根 肥前守印

四 上方筋貸金銀出入取計方之儀、御尋二付、申上候

書付

(京都二条代官)
小堀縫殿

石原庄三郎
(京都大仏前輪町代官)
木村宗右衛門
(京都二条河原町代官)
角倉一学

貸金銀出入取計方之儀、延享三寅年御触、延享元子

年以前之分者御裁許御取上無之、其後上方筋貸金銀出入之分如何取計候哉、尤京・大坂町奉行所之取計二准候哉、又者江戸表江伺候分も有之候哉

右之趣早々可申上旨被仰渡候二付、左二申上候

一、摂津・河内・和泉・播磨国御料所村々貸金銀出入之儀者都而大坂町奉行所取計二准、延享元子年以来之儀二者不抱(抱)貸附候年より十ヶ年内之出訴二候得者、取上落着申渡、十ヶ年過候分者、取上不申仕来二御座候
一、山城・大和・丹波・近江国御料所村々貸金銀出入之儀者都而京都町奉行所取計二准、享保元申年以來之儀者、取上落着申渡候仕来二御座候

但、宗右衛門支配所之儀者、河内・和泉国村々者(常陸笠)牧野(大和芝村藩主)備後守上知、大和国村々之儀者織田豊前守御預所方御代官所二被仰付候付、貸金銀出入取計方申送り等無御座候間、去々(寛政七年)卯年八月申其支配国町奉行所取計二准し取計度旨伺書差出有之、今以御下知相濟不申候、然ル処当三月支配所河内国石川郡富田林村借銀出入不相濟二付、大坂町奉行所二准し取計度旨奉伺、尤以来共河内国支配所之分者、同所町奉行所二准し、其時々不及伺取計度段伺書差出候処、一体支配向借金銀出入之儀二付、追而御評儀之上、御沙汰も可有之間、先ッ夫迄者大坂町奉行所仕来二准し取計候様、当五月被仰渡候

間、其以來不及伺、河内国支配所之分者、大坂町奉行
所取計二准し落着申渡候、和泉・大和国支配所之分者、
出入不相濟候得者、其時々伺取計罷在候

右之通上方八ヶ国御料所村々之内、縫殿・庄三郎・一学支
配所之分者、京・大坂町奉行所取計二准、銘々役所手限二
而取計候仕来二御座候、尤難相分儀御座候節者、夫々町奉
行所江問合取計、自然差支之儀御座候歟、又者難決子細も
御座候分者、江戸表江伺之上、取計候積兼而相心得罷在、
宗右衛門支配所之儀者、取計方當時伺中二御座候、依之此
段申上候、以上

寛政九

巳十月

小堀 縫殿印
石原庄三郎印
木村宗右衛門印
角倉 一学印

右之通申上書差出候處、上方八ヶ国之儀者、是迄之通相心
得取計可申旨

五 借金銀并質地小作等之儀二付、奈良奉行

（替町代官）
大屋四郎兵衛問合書

一、借金銀・売掛等相滞候段訴出候節、十ヶ年之内、訴出候

得者、御取上御裁許有之、十ヶ年過訴出候得者、御取上無
之相對次第二被 仰付候哉

付札

享保元年以前之借金銀出入者、取上不申候仕来二御
座候

一、右同断相滞候分十ヶ年過候而も、右年数之内、取引いた
し候得者、金銀取引いたし候年より十ヶ年内、訴出候得者、
御取上御裁許有之候哉

享保元年以来之借金銀年数経候共、願之品二寄、取
上候

一、庄屋役判無之質地証文者、借金銀二准、御取捌御座候哉

庄屋役判無之質地証文之分者、吟味之上、借金銀出
入之濟方二申付候

一、庄屋役判も有之、其外字・位・反別・年季・小作証文等
有之宜質地証文之分者、年季明候得者、地所為相渡候哉、
証文宜候共、借金銀同様御取捌御座候哉

庄屋役判も有之質地証文之分ハ、吟味之上、相違於無之者、質地相渡候共、又者銀子二而成共、相済候様日限を以済方申付候儀ニ御座候

一、田畑山林売渡候得共、地所不相渡旨訴出候節者、永代売御停止之儀ニ付、御吟味之上、御仕置等被仰付候哉、又者売渡証文ニ御座候得ハ、地所為相渡候儀ニ御座候哉

田畑山林滞、永代売ハ取上不申候、双方共咎申付候、年季売渡証文ニ候得者、前ヶ条之通申付候

一、小作滞之儀其年之分相滞候段訴出候節、五日限、十日限与両度も済方申付、不相済候得ハ、手鎖申付、其上二も不相済候ハ、身上限等被仰付候哉

一、去々年分小作滞之儀者相对二而、中耆ヶ年延置候付、借金銀之通御取捌御座候哉

此式ヶ条初年、積年二不拘、滞之分廿日限方段々日限申付、五日切滞候ハ、手鎖申付、身上限二者不申付候

一、奉公人給金返済相滞候旨訴出候節者、早々相済候様申付候、実々相滞候ハ、手鎖申付、身上限等被仰付候哉

奉公人預ヶ給銀滞者、三十日限方十日限迄申付、不相済候ハ、耆步通申付候

一、人代延引之旨願出候節、早々人代立候様申渡、相滞候ハ、給銀為相済、是又滞候ハ、身上限等被仰付候哉

御書面之通申渡、人代り不相立候ハ、右同様申付候

一、奉公人を相手取、借金銀出入者、御取上無之候哉

此願取上候

一、講銀・頼母子銀等之滞願者、仲間事二准、御取上無之候哉、併預証文二直、仲間事二准候文言無之分者、相手方講銀之由申立候共、借金銀同様御取捌御座候哉

講銀・頼母子銀滞願者、不取上候、証文銀滞之儀願

出、相手方講銀之由申立候共、証文ニ講銀・頼母子銀之訳無之候ハ、吟味之上、借金銀同様取捌申候

一、堂上方・御門主方家来々添状を以願出候類、相手方一ト通相糺、不相濟節者、拙者方二而不相濟候間、其筋江被差出候様及挨拶可然候哉

此訳御書面之通候

一、寺社々百姓江、百姓々寺社江懸り候公事出入之分ハ勿論、寺社引合有之、呼出、不相糺候而難決出入者、其筋江願出候様申渡添状相返可申候哉

右同断

右之通御取捌之趣御附札を以被仰知被下度奉存候、以上

安永八

亥四月

大屋四郎兵衛

大和国借金銀出入取計方、木村宗右衛門の奈良奉行

問合書

六 拙者御代官所大和国村々公事出入、其御奉行所御取捌

方ニ准、取計来候処、未心得取計方も御座候間、御問合左ニ申上候

諸願呼出差日之事

- 一、取込出入
 - 一、不審願
 - 一、喧嘩喧嘩口論酒狂吟味願
 - 一、密通出入
 - 一、家明出入
 - 一、合力願
 - 一、跡式出入
 - 一、奉公人給金出入
 - 一、奉公人引戻出入
 - 一、預銀出入
 - 一、小作滞願
 - 一、質地証文銀出入
 - 一、家賃銀滞出入
 - 一、訴人
 - 一、打擲利不尽出入
 - 一、御普請差障出入
 - 一、不孝不忠不敬勘当願
 - 一、手附銀出入
 - 一、庄屋跡役出入
 - 一、養子縁縁願
 - 一、貸物出入
 - 一、村小入用其外割賦滞出入
 - 一、売掛滞出入
 - 一、貸賃錢出入
- 右出入御呼出差日之儀、御用日幾日抜、又者即日御呼出、或者御用日之外二而も、御取上之分口々相分差別御座候ハ、御附紙可被成下候

付札

此ノ条之内

一、 訴人

一、 不審願

一、 打擲利不尽出入

一、 御普請差障出入

一、 密通出入

一、 不孝不忠不敬勘当願

右之類者、問日二而も取上候、其余者訴訟日二為差出候得共、手延二難致訳有之分者、問日二取上候

質物借金銀売掛出入之事

一、 銀高何程方御取上、濟方被仰付候哉之事

但、在方方町方江掛、町方方在方江掛り出入銀高二而御取上之差別御座候哉之事

滞銀式拾目、錢式貫文以下者、取上不申候、乍然右

以下二而も其至儀二寄、取上候儀も有之候

但書差別無之候

一、 銀高何拾目方何貫目日限濟方差別御座候哉、委細二御附

紙可被成下候

但、三貫目方六貫目迄之濟方最初方落着迄御取計方

者、亡父宗右衛門勤役中御問合申上、委細二承知仕

罷在候

此日限濟方之儀者、別紙を以申進候

一、 銀高六貫目方何貫目迄、何貫目方何百貫目迄日限濟方差別御座候哉、委細二御附紙可被成下候

一、 運上冥加銀上納仕、相稼候酒造、其外滯代銀願者、別段濟方日限差別御座候哉、委細二御附紙可被成下候

運上冥加銀上納いたし候滞銀出入之濟方格別二申付候、右之内二も差別有之數多候間、其度々御問合可有之候

一、 田畑質物証文二何月迄銀子返濟可致旨、切月過候ハ、名前切替質地可相渡旨、証文二認、庄屋・年寄役判有之候得共、小作証文無之候得者、書入二准し、借金銀同様御取捌御座候哉之事

一、 庄屋・年寄役判無之、小作証文も無之質地者、借金銀同様御取捌御座候哉之事

一、 証文も宜、小作証文も有之質地滞出入者、対決之上、銀高二心し日限濟方被仰付、不相濟候得者、質地相渡候様被仰付候哉、最初方落着迄之御取捌方御附札可被成下候

此質地之儀、銀高二応し濟方申付、直二地所相渡候之様申付候儀無之候

一、家質滞訴出候得者、庄屋・年寄・五人組加判も有之宜証文二候得者、銀高二応し濟方被仰付、不相濟候得者、帳面被仰付候哉

但、証文二役割無^(判カ)之候得者、借金銀二准し御取捌御座候哉之事

此家質之儀者、銀高二応し日切濟方申付、尤家引渡候様二者不申付候

一、証文之文言銀高何程之内、沓ヶ年何程宛何ヶ年賦二返濟可致旨認有之、右年賦銀式、三ヶ年滞訴出候得者、其滞之分計滞銀高二応し日限濟方被仰付候哉之事

一、預金銀・売懸主人より下人、或者親類縁者江掛り候出入者、相対次第被仰付候哉、左候得者何々之続迄者相対次第二被仰付候哉之事

此預ヶ金・売掛無差別取上候、乍然其^(世)至儀二寄、取

計候次第も有之候

一、証文二無之、帳面二附置候売掛滞銀江利銀相掛願出候得者、元銀計り濟方被仰付候哉之事

相手方方も元利共滞相違無之旨申立候得者、元利濟方申付候

一、売掛滞二而茂証文二直候分者、元利共濟方被仰付候哉之事

一、証文二無之、附込帳二無之、帳面二記置候迄之借金銀出入御取上御座候哉之事

但、附込帳二記し有之、相手方覚無之段申立候而も、付込帳紛數儀於無之者、御吟味之上、濟方被仰付候哉之事

此自分扣帳面二記置候迄之儀二而も、相違無之旨相手申立候得ハ、濟方申付、附込帳二而茂相手覚無之旨申立候得者、容易二濟方不申付候

一、相手本人死失名跡無之二付、証文請人相手取願出候得者、請人江本人同様濟方被仰付候哉之事

一、本人致欠落候得共、証文之文言二不^拘抱、請人、又者証人
二而茂其もの江濟方被仰付候哉之事

一、欠落いたし候もの之悴、又者跡相続人有之、右之者江掛
り欠落いたし候もの之借金銀・売掛滞願出候得者、御取上
濟方被仰付候哉之事

一、目安請候もの欠落為致候得者、日限尋被仰付、不尋出候
得者、如何御取計御座候哉之事

但、相殘候品有之節者、如何御取計御座候哉、且又
妻子相殘置候ハ、如何御取計御座候哉之事

目安請居候欠落人行衛日限尋申付、六ヶ月相立候上、^経
永尋申付、所役人共過料申付、欠落人所持之品者欠
所申付、右品取計方地頭差図次第可致旨申渡候
但、妻子并所持之品とも構無之候

一、苗字帯刀いたし候もの江掛り候借金銀・売掛滞出入濟方
被仰付候御取計方差別御座候哉、御附紙可被成下候

濟方日限者差別無之候、不相濟期二至り濟方二差別
有之候

一、米相場、其外不実之商代銀者、御取上無御座候哉之事

但、右滞銀を預証文二直有之類者、御取上御座候哉
之事

御書面之通二候、尤右を預銀証文二直候儀相違無之
分も取上不申候

一、家明出入日限を以家明渡被仰付、右日限不明渡候得者、
引取、又者請人江引取候様被仰付候哉、最初方落着迄之御
取計方御附紙可被成下候

此家明請人江引取、七日切、借家明渡候様本人・請
人江申付候

一、家明願有之もの江借金銀・売掛滞訴出候得者、家明之方
御浮置、借金銀・売懸滞之分濟方被仰付候哉之事

此家明願者、借金銀・売懸滞共取上候

一、講銀・頼母子銀、或者歩貸銀杯与唱候滞銀者、仲間事二
准し、御取上無御座候哉、併預証文二直置候分者、相手方
講銀杯与申立候共、定例濟方被仰付候哉之事

御書面之通候、尤右を預銀証文二直候儀相違無之分も取上不申候

一、郷宿飯代銀滞濟方如何御取計御座候哉、御附紙可被成下候

当所郷宿飯代銀滞出入者、銀高多少不限、二十日限、十五日限、十日限、五日限濟方申付候

一、筆工代滞者、濟方如何御取計御座候哉、御附紙可被成下候

前同断

一、奉公人給金返済願出候得者、濟方如何御取計御座候哉、御附紙可被成下候

最初奉公人所預、十五日切、十日限、五日限濟方申付候

一、奉公人人代り相立候様願出候得者、日限を以人代り相立

候様被仰付候哉、御附紙可被成下候

一、夜着・蒲団、其外貨物出入、証文無之分者、御取上無御座候哉、懇意合二而当分預ケ置候類滞者、証文無之候共御取上濟方被仰付候哉、右御取計方御附紙可被成下候

証文有無之無差別濟方申付候

一、貨物賃錢出入如何御取計御座候哉、御附紙可被成下候

通例借金銀同様濟方申付候

一、損料滞者、通例借金銀二准し濟方被仰付候哉、御附紙可被成下候

一、村小入用出入、其外割賦滞出入如何御取計御座候哉、御附紙可被成下候

夫々趣意二寄候間、取極難及御挨拶候

一、小作年貢滞出入者、如何御取計御座候哉之事

但、小作年貢滞二者、利銀不相掛、利銀懸候得者、借金銀二准し濟方被仰付候哉、尤小作証文無之分者、御取上無御座候哉之事

都而年貢滯者、利銀之有無二不^(拘)抱、二十日限、十五日限、五日限与銀高多少二不^(拘)抱濟方申付候

一、手附銀取戻出入、如何御取計御座候哉、御附紙可被成下候

出入之趣意二寄候得共、先通例借金銀同様申付候

一、取込出入者、如何御取計御座候哉、御附紙可被成下候

銀高多少二不^(拘)抱、最初々本人預、十五日切、十日切、五日切与濟方申付候

一、家賃銀滯出入、如何御取計御座候哉、御附紙可被成下候

通例借金同様申付候

一、合力願者、如何御取計御座候哉、御附紙可被成下候

但、主人より下人江懸^(候脱)り合力願者、別家仕分証文無之候得者、御取上ケ無御座候哉之事

合力願之儀者、願之^(仕)至儀二寄候間、取極難及御挨拶候

一、先訴有之もの相手取訴状差出候得者、先訴相濟候迄後訴御浮置御座候哉之事

但、先訴無構、後訴共濟方被仰付候ハ、幾口二而茂濟方被仰付候哉之事

先後訴之無差別幾口二而茂濟方申付候

一、訴状裏書差日致不參候相手方、如何被仰付候哉之事

但、相手方罷出、願方不參致候得者、如何御取計御座候哉之事

願人・相手方之無差別、差日致不參候得者、其^(仕)至儀二寄、宿預、又者手鎖等咎申付候

但、呼出日限無抛^(仕)合二而不參いたし候ものハ、其^(仕)節之至儀二寄、取計候

一、尿出入、且又穢多・煙亡出入者、御呼出御差紙之儀者、如何御取計御座候哉、御附紙可被成下候

屎出入与計二而者難相分候間、委御申聞可有之候、
且穢多・煙亡出入者、差紙二而呼出、裏判遣候儀無
之候

一、裏書印形之訴狀紛失等為致候得者、如何御取計御座候哉、
御附紙可被成下候

裏書印形之訴狀紛失為致候儀、書留不相見候

右ヶ条夫々御奉行所御取計方御附紙被成下候様仕度奉存候、
依之此段申上候、以上
(文政二年)
亥

四月

木村惣左衛門

前書御問合之内、南都御役所取扱方ニ相振候分等者、
致附札差進候、其余者御書面之通ニ候、乍然其品ニ
寄、取計方相替候儀有之候得者、其時宜ニ寄候儀ニ
付、取極難及御挨拶候

濟方日限

五拾匁

以下

三十日限

三貫目

五拾匁

以上

六十日限

三貫目

百匁

以上

百日限

六貫目

拾貫目以上

百五十日限

三拾貫目以上

貳百日限

五拾貫目以上

三百日限

但、初度・式度目惣殘銀日数之儀者、銀高二応し申
付候得共、步銀渡方之儀、銀高多少ニ不拘、左之通
取計候

初度

何十日限

式度目

滞高老步通早々相渡、殘銀何十日限

但、此殘銀之日切、初度与同事、右老步通渡
候ハ、初度之通

三度目

先達而申付候老步通銀之内、半通早々相渡、殘
半通十日限

但、此老步通渡候ハ、初度之通、右半通渡
候ハ、

四度目

先達而早々相渡候様申付候半通銀五日限相渡、

残半通十日限

但、此壹步通渡候ハ、初度之通、右半通渡

候ハ、△

五度目

先達而五日切申付候半通銀今日中急度可相渡

但、此今日渡不相渡候ハ、○

右今日渡相渡候ハ、△

○五度目今日渡不相渡候ハ、本人手鎖、判人預

但、奈良町之もの二候ハ、腰懸ケニ為待置、銀子

を取二遣為相渡、不相渡候ハ、本人手鎖・所預、

判人所預申付候

△先達而申付候壹步通残半通早々相渡、猶又滞高之内、

○先達而申付候壹步通残半通早々相渡、猶又滞高之内、

但、半通渡候ハ、△△

不相渡候ハ、○

△先達而申付候壹步通之残半通五日切、猶又滞高之内、

壹步通り十日限、惣残銀何十日限

但、半通渡候ハ、△△

不相渡候ハ、□

○先達而申付候壹步通残半通五日切、猶又滞高之内、壹

歩通十日限

但、半通渡候ハ、△△

不相渡候ハ、□

□先達而五日切申付候半通銀、今日中二急度可相渡候

但、半通渡候ハ、△△

不相渡候ハ、前五ヶ度目同事二取計候○

△先達而申付候壹步通銀之内、半通早々、残半通十日限、

惣残銀何十日切

但、壹步通渡候ハ、初度

半通渡候ハ、△△

右之分不相渡候ハ、四ヶ度目同事二取計候

右之通日限濟方申付候

七 大坂支配国公事出入取計方

借金銀・売掛出入之事

一、訴出日方三十日目差日裏書遣

一、差日二病氣断申出候得者、又三十日目差日二申遣、以上

病氣断式度迄者承り届、三度目者代を以対決申付

一、対決之上、日限濟方

拾貫目以下 六十日限

拾貫目方 百五十日限

五拾貫目迄

五拾貫目以上 三百六十日限

右日限不相濟候得者、三十日押込申付

但、兩御番所二而者、六十日目不相濟、相手出候得

者、手鎖・村預、本人病氣二付代罷出候得者、病氣

見届被遣候上、押込被仰付候由

一、日限之内、過半濟候得者、又初之日限程日限被仰付候

初ヶ条合此ヶ条迄奉行所取計之通二候

一、右押込之内、不相濟候得者、身代限被仰付

但、身代限被仰付候節者、双方村役人并用達下代立

会之上、申渡

願人為立会、在方者用達江諸色改申付候

一、妻子之道具者除候而、家財・家屋敷・田地迄身代限二申

付

一、同家いたし居候もの者、其人之衣類道具計身代限申付

此二ヶ条奉行所取計之通二候

一、家屋敷・田地等質地二入有之候得者、其分売払、元利質

取主江相渡、売出之分身代限請取候もの江相渡

但、其俣二而銀主方江流候分勝手次第

身代限請取候もの質入之家屋敷・田畑望二候ハ、質

銀元利相立請取候共、又者望無之候ハ、質取主江相

渡候共、勝手次第申付候

一、身代限為相渡候以後者、其人を相手取、外方借金銀出入

等願出候而も無取上、身代取置候節、訴出候得者、裁許申

付

奉行所取計之通二候

一、借金銀・売掛等十ヶ年過訴出候得者、無取上

奉行所取計之通二候、併年賦証文并限月之次第二寄り

取計違候、御問合之趣ヶ条を以承り度候

質地・売掛・借金銀・小作滞等之願取上高

一、町方合在方江掛候分

銀六拾目以上

金壹兩以上

錢五貫文以上

一、願人相手方共在方之分

銀拾匁以上

金壹分以上

錢壹貫文以上

奉行所取計之通二而者、在方江掛り候高二而濟方申付

候

一、芝居棧敷・酒肴、其外雜用等之売掛願出候而茂、取上無

之

芝居棧敷・茶屋致渡世候もの雜用取上無之候、売掛願

之儀難分候

一、売掛いたし候年合十ヶ年過候得者、夫方引続内渡等有之、

内渡いたし候年合十ヶ年内二相成候旨、願出候而茂、内渡

之年数二不抱、元来之壳掛十ヶ年過候得者、取上無之

十ヶ年過候而茂、引続取引いたし候ハ、取引相正候、
年今十ヶ年之内者、十ヶ年以前之借銀共二濟方申付候、
内渡迄二候得者、引続取引二不立候

家質・田畑質之事

一、庄屋役判無之質地証文者、借金銀二准し取計、裁許者地
所為相渡申候

借金銀二准し取計候付、身代限申付候

一、小作証文無之質地之分者、何れも借金二准
奉行所取計之通二候

一、証文も宜、小作証文も有之質地滞訴出候得者、対決之上、
六十日限申付、相濟不申候得者、直二地所為相渡申候

日限六十日二限候事二者無之、銀高を以輕・中・重之
日限申付候

一、家質証文之外、利銀請合証文別段差入置候処、右利銀滞
願出候得者、濟方借金銀同様日限申付、不相濟候得者、身
代限申付

此通二取計候

一、家質滞訴出、庄屋・年寄・五人組加判も有之宜証文二候
得者、六十日限申付候上、不相濟候得者、直二帳切申付

但、利銀別証文有之候得者、前之同断

日限六十日限与限候事二ハ無之、銀高輕・中・重之日
限申付、其外ハ此通取計候

奉公人出入之事

一、奉公人給銀滞願出候得者、次之御用日を壹ツ隔、裏書遣
一、差日病氣二候得者、直二次之御用日差日二申遣、病氣断式
ツ迄承り候上、代を以対決

三十日之裏書を以対決迄者、一ト通之金銀出入同様二
取計候

一、対決之上、三十日限濟方申付、不相濟候得者、直二身代
限申付

此通二候

一、人代延引之旨願出候得者、早々人代立候様申渡、日限者
不申付候

証文通を以次之御用日を一ツ隔、裏書遣、対決之上、

此通二候

一、十ヶ年以上長年季二奉公人出入二而も、年季二無構、取
上裁許申付

一、奉公人を相手取、借金銀出入願出候而茂、取上無之

此式ヶ条之通取計候

取込出入之事

一、取込二相違無之相聞候得者、御用日之外二而茂願取上、直ニ差紙渡ス、家内付立申付、相手之もの村預申付、致吟味候、弥取込二相聞候得者、不及日限直ニ早々可相濟旨申付

取込二相聞候ハ、吟味詰御仕置申付

一、取込与申立候而茂、前後売買等仕、私之相對を以延置候分者、売掛之取計ニ候

吟味次第ニ而此通ニ取計候

一、被取込候由ニ而其品取戻之儀願出候而茂、売掛滞与相聞候分、又ハ売懸之筋ニ無之候而茂、各別紛數儀も相聞不申候得者、御用日出訴仕候様申渡

此通ニ取計候

合力願之事

一、合力願者、次之御用日呼出候筋ニ候得者、遠近ニ隨ヒ次之御用日一ツ抜遣候、尤定法無之二付、差日可勘弁事

町内者、御用日一ツ抜、裏書遣、在方者、裏判を以対

決申付候付、三十日之裏書遣ス

一、主人方下人、其外忌掛り之親類縁者ハ、舅・小舅・聲・姉聲・妹聲・伯母聲・姪聲・相聲・從弟聲等迄、合力願差出候得者、訴状相手方江遣、対決之上、吟味次第相応之合力申付

主人方下人江懸り候合力願者、別家ニ仕分候証扱之書物等有之候得者、吟味之上、申付候、其外者此通ニ取計候

一、毎度合力いたし重而申掛ケ間敷旨、証文採取置候類者、近キ統合有之候而茂、不及沙汰

統合ニ寄、吟味次第ニ而申付候儀も可有之候

一、義絶之旨申立候而茂、奉行所旧離帳ニ無之候得者、相応之合力申付

此通りニ取計候

一、合力願之請書者、取不申事

裁許之様子ニ寄、請書取之候

一、何程合力致呉候様願候而茂、員数者不申付、相応之合力仕候様申付

此通ニ取計候

一、合力遣切又々願出候得者、最初之通又々申付

吟味次第ニ而申付

一、合力少之旨訴出候而茂、無取上、何分請取、又々難儀も候ハ、可相願旨申渡

難儀も候ハ、又々可願出与者

(ママ)

家明願之事

一、家明訴出候得者、次之御用日を差、裏書遣ス、双方罷出

候得者、右日限家明渡候様次之御用日差日二遣申渡

但、請人連印二申渡

一、廿日限不相濟候得者、早々請人引取候様申付

一、借家人・請人共差日二病氣断申出候共、代之もの江廿日

限申渡、証文申付

三郷在領家請人と申もの極有之候付、御代官所取計二

而者振違候共、廿日限申渡候分者、在方之もの町内之

者の家請人二取置候、家明願者、御用日一ツ抜、裏書

遣、病氣断二度八間届、三度目二対決、廿日限申渡、

切日不相濟候得ハ、早々請人江引取候様申渡、尤町内

同士二而も極有之候家請人外之もの家請人取置候分者、

右同様二取計候

但、在方双方共三十日之裏書二而差遣

夜着・蒲団貸物出入

一、一夜貸二而茂証文無之分者、取上無之

但、賃貸蒲団を渡世二不仕、懇意合二而当分預置候

類滞者、証文無之候而も取上、対決申付、其節之吟

味次第二候

此通二取計候

一、証文有之貨物不相返願者、次之御用日一ツ抜呼出、其節

病氣断申出候得者、又次之御用日呼出候、病氣断式ツ承候

上、対決申付、早々戻候様申渡、証文申付、追訴有之候得

者、又早々差戻候様申渡候、凡半年程者幾度も早々濟候様

申渡、其上二も不相濟候得者、過怠手鎖・所預申付

追訴及数度候節、取計之儀者、申口次第之儀二付、否

難申達、其余之儀者、此通二取計候

一、損料滞者、通例之通借金銀通二申付

一、借金銀滞出入、又者貸蒲団滞出入賃錢共訴出候時者、借

金銀ハ日限申付、貸物出入者早々濟申渡候内、借銀方身代

限二相成候時者、貸物出入・借銀方両方江身代限請取引分

ケ候様申渡

先訴之事

但、在方双方共三十日之裏書二而差遣

一、先訴有之候得者、先訴落着次第可願出旨申渡、訴状返ス

一、相手本人死去いたし、名跡無之歟、先訴人江身代限相渡

身上無之同家人二成居候節者、請人を相手取願出候得者、

請人江本人同前濟方申付

先訴有之候ハ、後訴引上願懸リ二相立、先訴相濟、

後訴願懸日順早きもの呼出為願候

一、本人身上限請取、残銀請人江懸り願出候得者、濟方申付

一、金銀出入二而相滞候節、身上限二可相成同様之先訴有之

候得者、後訴者不為請候事、先訴跡式之出入・合力出入・

質物出入等二而、後訴者金銀出入二候得者、先訴無構、後

訴も為請候、先訴家明出入二候得者、後訴何出入二而茂取上不申候、尤相手紛數儀有之、直々可及吟味事者格別之事

此通式ケ条共取計候

一、家質・田畑質共質地之出入者、代物別々二付、為請候

一、連判之内、先訴有之候得者、相残候もの江濟方申付、先訴有之者八日限証文落印二いたし置、追而先訴濟候上、連印申付候、尤濟方割賦者不申付候

一、当役所之訴状請居候上、奉行所之訴状附候得者、奉行所之訴状先訴二相成、落着迄此方裁許者延

如斯定法二候処、奉行所二准候御代官所之分、先訴

二不相立如何之旨、岡部（大坂東町奉行）對馬守・興津能登守江萩原（大坂西町奉行）代官（本町東派代官）・倉代（本町西派代官）・藤七郎・内藤十右衛門・飯塚伊兵衛相伺候処、御城

代青山因幡守殿江御伺有之候処、御代官所之先訴有之もの江奉行所之訴状附候得者、其段村役人より相断、御代官所之方先訴可仕旨御下知相濟

此三ヶ条共此通取計候

一、相互目安附合候共、両方江為請置、対決申付

一、家明願者、借金銀出入同日二訴出候得者、家明願為相引請、金銀・売懸出入為請候事

此式ケ条此通取計候

小作滞願之事

一、其年分ハ勿論、去年分翌春訴出候得者、次之御用日を差、裏書遣、五日限申付、不相濟候得者、又五日限申付、其上不相濟候得者、手鎖申付、不相濟候得者、身上限申付候

但、病氣断申出候得者、次之御用日を差、病氣断式ツ者聞届

対決差日之裏書、病氣断等、都而金銀出入同様二取計、別小作二候得者、身代限申付、直小作二候得者、押込

身代限等者不申付、日切之上、直二質地為渡候
一、去々年分願出候而茂、相對を以中壹ヶ年延置候付、通例之借金銀申付候

奉行所附紙如斯二候処、御代官所二而当納者早々可相濟旨、敵數申付、壹ヶ年延置候分者、借金銀同様

二取計候

此無差別取計候

一、小前取立滞候旨訴出候得者、直二呼出、五日限申渡、吟味之品二寄、直二手鎖も申付

小前取立願出候例無之候

一、去年分・去々年分小作滞願出候得者、願二通二為致、去年分次之御用日を差、五日限申付、去々年分ハ通例之通借金銀濟方申付

但、去年分・当年分初納触出し候日を限、借金銀二准又

此趣之無差別取計候

取計大意

- 一、附込帳ニ有之取替金銀者、相手方覺無之段申候而茂、附込帳紛敷儀於無之者、致吟味濟方申付
- 一、講銀・頼母子銀等之滞銀者、仲間事ニ准、無取上、併預証文ニ直置候分者、相手講銀之由申立候共、定例之通返濟方申付

此式ヶ条吟味次第之事ニ付、否難申達候

- 一、身代限請取候上、相手方身上持直候ハ、願度旨之願訴状ハ、無取上
- 但、不審願者、一通り致吟味候事

此通ニ取計候

- 一、大坂并泉州堺之町人御用ニ付呼出候節、何之儀ニ付相尋、御用御座候間、来ル幾日私役所江罷出候様被仰付可被下旨書付相認、月番之奉行所江出ス

御達之趣を以及挨拶候

- 一、堂上方并御門主家来方内々添状を以願出候類、何ニも直達不相成筋ニ付、有無之儀御挨拶難及旨、返書遣候事

此通ニ取計候

- 一、本人欠落いたし候得者、証文之文言ニ不拘、請人江濟方申付、証人江者濟方不申付候

請人・証人共証文之文談次第二而濟方申付候

- 一、尿出入二者裏書計いたし、印形者無之、尤用達江渡但、穢多・煙亡出入も右ニ准ス

裏書いたし町内同前押入判を以、定例之通取計候、穢多・煙亡者裏書も無之、相手之もの呼出、対決差日裏書文談之趣申渡、訴状渡遣

- 一、一紙証文之内、他領之もの加判有之類、都而他領入交之出入ハ、奉行所江願出候様申渡、願書取上無之

此通ニ取計候

- 一、差日不參之もの者、急度叱、次之御用日双方出候様申渡候、品ニ寄、宿預・手鎖申付

此類ハ例無之候

- 一、同家人を相手取、公事出入申出候而茂、最初自分之名前出置候もの江者濟方申付、同家人人別ニ不入もの江者濟方不申付候

縦同家人たり共一旦身上持候ものニ候ハ、定例之通濟方申付、元来より之同家人ニ候ハ、濟方不申付候

- 一、同家人人別ニも不差加、宿仕候ものハ、不埒ニ付、吟味次第第二咎申付

吟味之趣、御城代江相達、咎申付

- 一、捨物者、都而月番奉行所江出ス
- 但、当人知候而も、其趣書付ニ書加、一所ニ奉行所

江遣

訴之趣を以取計申候

一、寺社江懸り候出入者、取上無之、其筋之奉行所江願候様申渡

但、在々ニ居候輕山伏江懸り候質地之裁許申付、借金銀出入ハ取上無之

寺社江懸り候都而之出入可致裁許旨御下知有之候以來、

山伏江懸り候質地并借金銀出入共ニ取計申候

一、目安請居候もの欠落いたし候得者、三十日尋申付、尋不出候得者、借家人者家主手鎖、家持者年寄手鎖

但、十五日過差許

借家人者家主江、家持八年寄・五人組江三十日尋申付、

不尋出候得者、過料三貫文申付候

一、右相殘候家財有之節、縦借金銀・売掛出入候得者、対決濟日限之内、欠落いたし候得者、銀主江身上限申付、対決以前二候得者、家請人、又者親類江引渡ス

対決以前并日限之内ニ而茂、欠落いたし行衛不相知節

者、家財欠所申付候、尤相続可致悴殘居候歟、又者同家二罷在候親類等殘道具貫度旨願候得者、差遣候後、

其もの相手取、欠落いたし候もの之負セ銀出訴いたし

候得者、定例之通取計候

（錦木町北代官）
右万年七郎右衛門方大坂町奉行室賀山城守・京極伊予守江

懸合、挨拶之趣朱書認

八 大坂吟味物御改正以前留書、前同様之品有之、前書二

無之廉書拔

大坂公事方取計方覚書

訴訟日

二日 七日 十三日 十八日 廿一日 廿五日

借金銀・売掛出入ヶ条之内

一、書入証文類者、地所江相渡

一、十ヶ年過候売掛ニ而茂、十ヶ年内迄引統商いたし候得者、十ヶ年以前之売掛滯候共、一統ニ付濟方申付候事

一、証文十ヶ年ニ相成候借銀訴出、裏書遣置候処、双方之内故障有之、訴状引上ニ相成候処、其後故障相濟、訴出候証文者十ヶ年過候共、十ヶ年内ニ一度訴出候謂有之ニ付、取上裁許申付

一、売懸滯候得者、利銀相加可申段相对仕置候由、双方申之

附込帳ニ其段記有之候而茂、売掛之分利足濟方者不申付候事

一、家質者、本証文之外利銀請合証文有之候得者、借銀ニ准

濟方申付、不埒明候得者、家質ニ不拘、身代限申付候事

一、手附銀渡置候処、(帳)町切滯并代物不相渡旨、訴出候得者、

次之御用日一ツ置、差紙遣、病氣断二度承、対決之上、
早々代物相渡候様申渡、(帳)町切も早々申付候事

但、町切者名前切替候事

一、持参銀二而者無之、妻二相成候以前々貯持候銀子、夫婦
相对之上、入用二遣候処、離別之節、妻方江請取度旨願出、
証拠於有之者濟方申付候事

一、忌懸り候妻江相掛り候諸借金銀・売掛出入、忌掛之者同
前不及裁許候

一、諸借金銀・売掛いたし候節者、忌懸り候親類二候得者、
當時者悴等之代二相成、忌懸り二而者無之候共、忌掛り親
類之節之取引二候ハ、不及裁許候

但、相続人養子二而茂、其差別無之候

一、借金銀・売掛出入二付、目安請居、又者日限濟方等申付
置候処、外吟味有之、村預、或者手鎖、牢舎等申付候節者、
訴状・日限手形共二引上、右濟次第可願直旨申渡、懸り目
安二候共、右二准取計候事

家質・田畑質ヶ条之内

一、衣類・道具・俵物切月中間、定者三ヶ月与いたし、其余
者相对二而大略十ヶ年、又者壹ヶ年程宛者相延候、併俵物
損し物等之類者、余り長切月之相对者無之事

前書二無之ヶ条

手附銀出入

一、手附証文二日限有之候処、右日限二残銀不相調、不埒二
候得者、手附銀流二相成候事

一、家屋敷売渡手附証文二所之もの加判無之候得者、不相立
候事

一、手附証文二帳切之限月無之候得者、残銀早々相弁、帳切
いたし候様申渡

前同断

跡式出入

一、跡式出入ハ相争ひ候家主有之御代官・地頭二而可取計旨、
去ル^(宝曆五年)亥二月町奉行所より^(大坂城代)松平右京太夫殿江相伺候上、達書
有之、其通取計候事

但、吟味之上者、江戸江可伺筋之事

前同断

寺院懸合出入

一、寺院懸合質地銀滯出入之儀、願出候与、不取上、其筋之
奉行所江願出候様取計候事

一、寺々在家を相手取願出候与も、^(ママ)寺社引合之分者、無取上

一、御年貢滞・小作滞之分者、寺院懸り合たりとも呼出、早々納候様申付、但、寺々百姓を相手取願出候而も、同様裁許申付候事

前同断

質地欠落

一、高持庄屋并百姓質物差入銀子借用いたし、不如意二付、欠落いたし候ハ、庄屋者相庄屋・年寄、百姓者庄屋・年寄・其もの親類不残口書可取事

但、誰儀如何之訳ニ而欠落いたし候哉、輕敷事ハ無之哉之旨、其答之様子ニ随ひ口書可取事

一、銀主江者、本人欠落いたし候上者、江戸表江相伺候間、御下知次第可申付旨申渡、証文写ニ奥書為致可取事

但、本人欠落いたし候上者、跡相続人有之迄相待願候者格別、行衛不相知上者、願不取上筋二候

取計大意ケ条之内

一、目安請居候もの欠落為致候得者、三十日尋申付、不尋出候得者、借家人者家主方手鎖、家持者年寄手鎖

但、十五日過差免

一、右相残候家財有之節、縦借金銀・売懸出入二候得者、対決濟日限之内、致欠落候得者、銀主江身上限二申付、対決

以前二候得者、家請人、又者親類江引渡ス

但、式ケ条取計之儀、（宝曆元年、大坂西町奉行）丑十一月興津能登守江相伺候処、目安請居候もの取逃候得者、過料申付、欠落も

之家財者欠所二申付候由、右奉行所之取計二准極置

一、欠落いたし候ものを相手取、家内道具・商物等買請置候間、請取度旨願出、証文等有之、無相違候得者、三十日尋濟候上、証文之通相渡

一、奉行所江運上差出、役相勤候上荷茶船之船床銀滞訴出候得者、次之御用日一ツ拔、裏書遣、病氣断式ツ之上、六十日限申付

一、年賦割合銀訴出候得者、何ヶ年分二而も滞候程一所二濟方申付

但、通例之日限也

一、一生不通之約束ニ而女房二貫、又者子二貫候類、離別・離縁之儀願出候而茂、不通証文有之候得者、不及沙汰候、併為自分相応二手当仕、別家為致候歟、又者外々江片付遭候儀者、当人勝手次第之旨申渡

一、大坂町奉行所江遠国之もの相手取、訴出候得者、留守居又者用聞御呼出、道中日数二無構、其国江訴状着之上、四国者四十日、中国者五十日、西国者六十日之間二罷登、返答可致旨被申渡、訴状相渡

一、支配所山伏・陰陽師二吟味筋有之節、取計之儀奉行所二而八町人同前手鎖・所預・入牢等被申付、右之趣触頭江斷等者無之候得共、吟味之手段次第触頭呼出、御申聞置候、御代官茂右二准取計候事

一、修驗者江相掛り候借金銀・売掛出入、奉行所二而茂裁許無之、修驗者とも八町人・百姓江懸り候出入も右同断二付、御代官所二而茂右二准、取上無之

前書二無之ヶ条

検使致方

一、切殺人・自害人・行倒・首縊死・溺死・手負喧嘩有之段注進申出候得者、早速手代検使二遣、見分吟味仕、一件口書写仕、手代見分書・御代官口上書相添、一件之もの召連、手代月番之奉行所江罷出、検使之趣申立、御下知を請、取片付申付

一、大坂町内、又者他領之もの二而茂、御代官所二而相果候得者、御代官所より検使遣、吟味之趣右同断奉行所江申立
一、大坂町内之もの二而諸親類検使之場所江罷出候得者、吟味いたし口上取、親類不罷出候得者、其所之村役人^カ為相知場所江罷出候得者、口書取之、一向不罷出候得者、親類并所役人も不罷出候段奉行所江申立、検使之場所二而不尋候而難叶儀有之候得者、何町誰二相尋度儀有之候間、只今

何村検使御用先江罷出候様被仰付可被下旨、御代官口上書月番奉行所江差出、呼出在方二而茂同断、支配御代官所之分八直二検使之もの^カ呼出、跡二而其支配^{支配}々江断申遣候而茂宜候事

一、相手を召捕候ハ、直二奉行所江出、尤相手捕候得者、一件不差出、以前ヶ様之もの追付、御奉行所江差出候段、当番所江為相知置候

一、切殺人・自害人・手負人等未存命二而、跡江吟味残候得者、一件此方吟味之趣申上候上二而、奉行所^カ再立会検使被遣候

一、日頃見馴候非人二而村内度々徘徊仕候儀見請、非人二無相違段、垣外之証文差出候得者、不及検使取片付申付候事
一、喧嘩口論あはれもの等有之段注進申出候得者、早速手代召捕二遣、双方共手鎖掛、役所江召連来致吟味、其上二而手負等も無之内、濟方いたし候得者、承り届奉行所江者不差出候

但、手負人等有之候歟、町方引合二候得者、奉行所江差出ス

一、外二行燈懸候もの
茶屋株

一、障子二家名記し候もの
木質屋株

亥刻限

茶屋株

木質屋株

一、煮売株者

暮六ツ限

一、風呂屋株者

髪洗女三人ツ、

外ニ行燈懸候

一、道頓堀呼屋ハ皆茶屋、螢茶屋ハ木賃宿株也

一、高津新地・難波新地辺之呼屋者呑酒屋与云もの也、無株

一、難波新地茶屋株三拾軒

一、高津新地茶屋株同断

一、いろは茶屋者水茶屋也、無株

九 家質并質地証文取計方大坂町奉行

大屋四郎兵衛問合書

一、家質証文ニ証人印形有之候上、庄屋奥印有之候得共、其
外親類・五人組等之印形無之候共、家質之積御取捌御座候
哉

一、家質置主一判ニ而庄屋奥印有之候共、証人無之儀ニ付、
家質二者不相互、借金銀同様取計候筋ニ御座候哉

付札

此式ヶ条之儀、大坂町内家質之儀者、都而年寄・五
人組奥印有之候得共、在方家質之儀者、凡大坂町内

家質証文ニ准候得者、質物ニ相互、尤外役印・親類
之加印無之候共、庄屋・年寄之奥印有之、文談^語大坂
家質ニ准候得者、質物ニ相互申候
但、役印之儀者、庄屋重之儀ニ付、年寄役印無之、
庄屋計ニ而も質物相互申候

一、質田畑之儀、証文認方宜、小作証文有之、証人印形有之
候上、庄屋奥印有之候得者、年寄・五人組印形無之候共、
質地之積御取捌御座候哉

此儀、役印之儀者、前ヶ条振合之通与存候

一、質地証文ニ小作之儀書加有之、証文宜候得者、質地之積
御取捌御座候哉

此儀、直小作之儀者、次之ヶ条ニ申達候、別小作ニ
候ハ、本証文之外ニ小作証文可有之儀与存候

一、質地証文ニ直小作いたし、作相銀^合何程ツ、質取主江年々
可相渡与認有之者、借金銀同様御取捌御座候哉

此儀、本証文ニ小作之儀書入有之候共、一体之文面
宣候得者、別ニ小作証文無之候共、質地ニ可相立候、
併証文之品ニ茂寄可申候間、相極御挨拶ニおよひか
たく候

一、都而質地之儀、証文印形有之候上、年寄奥印有之候証文
者、庄屋印形無之二付、借金銀ニ御取捌御座候哉

此儀、御申聞之通ニ候

右御取捌之趣、御附札を以被仰知被下度奉存候、以上

安永八

亥六月

大屋四郎兵衛

十 撰州名塩村之もの、紙漉船株質入二いたし候儀ニ付、大
坂西町奉行与力永田長十郎心得二尋之趣答書

石原清左衛門御代官所撰州有馬郡名塩村伊兵衛・卯兵衛右
兩人之もの、御奉行所ニ而身代限可被仰付処、家屋敷并紙
漉船株共羽倉権九郎様御代官所同州同郡湯山町若狭屋兵左
(鈴木町南側代官)
衛門方江庄屋・年寄奥印之証文を以質物ニ差入有之候処、

右紙漉船株庄屋・年寄之奥印ニ而質物ニ相立、外ニ奥印い
たし候もの無之候而も可然哉、持連ひニ成候もの者容易ニ
質物ニ者不相成儀も候得者、清左衛門方ニ而之心得如何ニ
候哉、運上銀も相納候得者、是等之儀も御承知被成下度旨
御尋之趣、大津表江申遣候処、右体船株質入等之儀ニ付、
是迄及出訴候儀無御座、尤先年々漉屋仲間申合有之、猶又
明和年中相改、其節船數百七艘有之、縦令村内ニ而茂仲間
外之もの江讓渡者勿論、質入等ニも致間敷旨相定候由申合
書写、先達而大津表江差出有之、且運上銀者老々年式貫五
百弍拾九匁五分宛相納来候、右之通ニ御座候上者、他村江
質物等ニ差入候筋ニ者有之間敷、万一村内ニ而質物ニ差入
候共、証文面庄屋・年寄之外、紙漉船株仲間内之もの加判
可致儀与相心得罷在候間、此段申上候様大津表々申越候付
申上候、以上

寛政二

石原清左衛門手代

戌二月

藤岡嘉平次

十一

女房連印証文取計方之儀大坂町奉行所

大屋四郎兵衛問合書

相果候もの之古借銀相続人を相手取願出、定式之濟方申付

候上、身上限為相渡候以後、右相果候もの之妻外江再縁仕
罷在候二付、先夫并右女連判二而借置候古証文を以、滞銀
願出候共、一体女房二連印為致候証文茂不埒、其上右先夫
相統人身代銀(懸)いたし候儀二御座候得者、旁以濟方申付候筋
有之間敷、勿論相果候もの之相統人身上持次第願付候儀者、
格別之旨申聞、願書不取上方二可有之候哉、右於御奉行所
御取計之趣被仰知被下度奉存候、以上

安永九

子三月

大屋四郎兵衛

付札

女房連判証文を以願出候得者、定例之通濟方申付候
得共、夫婦相分れ候時者、女房計江ハ濟方不申付、
御問合之通、於奉行所も願取上不申候

十二

百姓・町人・垣外之者連印証文取計方大坂町奉行

大屋四郎兵衛問合書

百姓・町人并垣外之もの連判いたし一紙証文願銀(預カ)滞出入願
出候共、取上不申方二可有之候哉、右之類御奉行所御取計

御振合被仰知被下度奉存候、以上

安永九

子五月

大屋四郎兵衛

付札

此儀、垣外之もの江茂濟方申付候

十三

借金銀出入身代限申付候節、妻子之諸色・田畑・家屋
敷質物書入証文取計方之儀二付、大坂町奉行

大屋四郎兵衛問合書

都而借金銀滞出入日限中并押込中二茂不相濟、身代限為相
渡候節、妻子之諸道具者除候而、家財・家屋敷・田畑等も
身代限可申付処、家屋敷・田畑等質地二入候分者売払、元
利質取主江相渡、売出候分者、身代限請取候もの江為相渡、
尤其假二而銀主方江流候分者、勝手次第申付、書入証文類
者、地所為相渡候筋与相心得罷在候、且質地証文二而村役
人印形無之、小作証文無之分者、質地二不相立、書入証文
二淮候哉、又者借金銀二淮候哉

右之趣御奉行所御取計之趣被仰知被下度奉存候、以上

安永九

子七月

大屋四郎兵衛

付札

身代限申付候節、妻子之諸色者為相除候、家屋敷・田畑等質物差入有之候得者、身代限請取候願人質物之品望候ハ、元利質取主江相立、質物請取候共、又者望ニ無之候ハ、質取主江相渡候様、右願人江申渡候、質田地証文ニ村役人印形并小作証文無之分者、書入証文ニ准候、尤書入証文之類者、一ト通之借金銀出入同前取扱候

十四 家質証文上借之儀ニ付、大坂町奉行

大屋四郎兵衛問合書

所持之家屋敷を書入、銀子借請証文相渡置候処、右家屋敷売払候得者、借銀高より格別余銀可有之ニ付、右余銀を見込、上借与名付、前文之家屋敷を書入、外方銀子借請候儀并右借与申名目を以銀子貸遣候儀、不苦筋ニ御座候哉

付札

此儀、質物ニ差入置候家屋敷売券ニ余銀有之、右余銀を見込、上貸いたし候、勝手之第^{次脱カ}之儀ニ而、書入之家屋敷ニ余銀有之、上貸いたし候先例差当相見不申候

一、右借之儀、不苦筋ニ御座候共、上借之趣証文ニ不相分候得者、品ニ寄りニ重質之筋ニ相当可申、然共何れニ茂上借与申名目之通用不苦筋ニ御座候ハ、名目之趣意さへ相当ニ候上者、証文^{（請カ）}談ニ不拘、取計候筋ニ可有御座候哉

此儀、証文通上貸ニ不相聞候上者、縦令取引之様子上貸之趣意ニ相当候共、右上貸之儀者、容易ニ難取用方ニ可有之候哉、尤証文ニも寄、御申聞之通、二重質同様ニ相当候儀も可有之に付、旁其節之吟味次第ニ候間、何れ共極候而者難申達候

一、借銀滞出入目安請居候もの、外ニ茂借銀有之、右之銀主目安請居候儀を承知之上、右貸銀貸増いたし、余人之家質証文之上借与申名目いたし置、目安付候銀主江借主身代限相渡候節、右上貸証文を以銀主方江貸銀引取、相残候分身

代限請取候もの江相渡候類者、全目安中相巧候事二相聞候上者、右借二不拘、家質元証文を取用、家質取主江質物為相渡、相殘候分者、身代限請取候もの江相渡候様可申付筋二可有御座候哉

此儀、巧候段分明二顯候上、遂吟味、咎をも可申付儀二付、質物并身代限等為相渡候儀二候、一件吟味落着之様子二寄、何れとも可申渡儀二付、否難申達候

一、右上借いたし候もの并上貸いたし候もの共、相巧候筋者、別段吟味之上、咎可申付筋二奉存候

此儀、前ヶ条之所二申達候

右之類御奉行所御振合被仰知被下度奉存候、以上

安永九

子八月

大屋四郎兵衛

十五 借金銀出入訴状請候前後欠落いたし候もの之儀二付、大坂町奉行京極伊予守江大屋四郎兵衛問合書

都而借金銀、其外家質等二而茂返濟方差滞、銀主を訴出、差紙相渡候節、相手之ものハ其以前致欠落、永尋申付置候もの之段、村役人より申出候節者、訴状引上候儀者勿論之儀与相心得罷在候、然ル処右訴状引上候上、又候村役人江日限尋被仰渡、日限中不尋出候得者、村役人江過料被仰付候類者、一統之儀二御座候哉、又者何々之子細有之分者、別段村役人江日限尋被仰付候御振合二御座候哉、御奉行所御振合相弁置、御代官所之儀茂御取計二不振様仕度、此段被仰知被下候様仕度奉存候、以上

安永十

丑正月

大屋四郎兵衛

付札

訴状裏印差出候以前之欠落二候ハ、御書面之通尋不申付候、願人・相手之もの并所役人可致出訴以前二有之候歟、又者欠落不筋之筋相聞候得者、右二不掏、尋申付、過料取上申候
但、可致出訴与相手江届置、格別延引出訴いたし、其節相手致欠落候段、所之ものより断出候ハ、仕義二寄、尋不申付候

十六 借金銀出入願出日延等申立候節、対決迄之利銀差加裁

許可申付哉之段、大坂町奉行

大屋四郎兵衛問合書

都而借金銀出入願出、裏書差遣置、差日病気断等聞濟置候上、対決之節、願付候月より対決迄之利銀差加度旨相願候節者、願付銀高江猶又右之利銀差加裁許可申付筋二可有之候哉

付札

此儀、願付候月より対決前月迄之利銀差加度旨相願、相手方に茂利銀高無相違旨申候得者、願付銀高江差加濟方申付候

一、右願付候月より対決迄之利銀不願候得共、差加裁許可申付候哉、又者願人不申立節者、不及其沙汰、最初願付候銀高を以裁許可申付筋二可有之候哉

此儀、願人不申立節者、不及其沙汰、最初願付候銀高を以濟方申付候

右之通御奉行所御取計之趣被仰知被下度奉存候、依之申上候、以上

安永十

丑四月

大屋四郎兵衛

十七 身代限余銀後訴之もの江可相渡哉之旨、大坂町奉行

大屋四郎兵衛問合

都而預ケ銀滯出入日限中不相濟、身代限為相渡候上、諸色売払、右願付之銀高願人江請取、余銀有之候節者、後訴願懸之もの江為相渡候儀二御座候哉、御奉行所御取計之御振合被仰知被下度奉存候、依之御問合申上候、以上

天明二

寅六月

大屋四郎兵衛

付札

身代限余銀有之、後訴之負銀相違無之候得者、右過銀後訴人江為相渡候

十八 撰州生瀬村欠落庄屋太兵衛跡諸借金銀取計方伺書

拙者御代官所撰州有馬郡生瀨村庄屋太兵衛、御年貢方引負、其外所持之田畑・家屋敷・家財等質物ニ差入、又者無質ニ而夥敷借銀いたし、去辰十月天明四年中欠落いたし候付、一件吟味之上、先達而相伺候処、諸色有物并質物ニ差入有之候品々共取上、御弘二いたし、御年貢引負之償方ニ申付、借銀之儀者不及沙汰旨可申渡段被仰渡候付、御下知之趣を以落着申付候、然ル処右太兵衛江銀子用立置候銀主共証文面請人共を相手取、及出訴候、吟味之上、請人共江濟方可申付哉、又者借主太兵衛欠落いたし相殘候諸色御取上ニ相成候付、難及沙汰旨申渡、訴状相返可申哉

一、惣而諸借金有之、身上向相統難相成、欠落いたし、又者死失跡相統人無之分、銀主共証文面請人、或者証人を相手取、及出訴候節、請人ニ候得者、取上、吟味之上、濟方申付、証人ニ候得者、難及沙汰旨申渡、訴状相返可申哉

但、大坂町奉行所ニ而者、借主故障有之節、借用証文面請人相手取、願出候得者、取上濟方申付有之、証人ニ候得者、取上無之由ニ御座候

右之通奉伺候、以上

天明五年十一月

石原清左衛門印
久世丹後守殿付紙

書面大坂表諸借銀滞、借主故障有之節、銀主共請人を相手取、願出候得者、濟方申付、証人を相手取候者、取上無之仕来ニ而、今般太兵衛滞も、銀主共請人を相手取、願出候上者、吟味之上、濟方申付、惣而彼地借金銀之儀者、大坂町奉行仕来ニ准し可被取計候、以上

天明五年
十一月

十九 借金銀出入濟方之儀ニ付、大坂西町奉行組与力松平官左衛門江問合候処、書面之通候旨同人答

一、一体訴状ニ請人者相手取不申旨申立候共、利害申聞、是非請人与証人ニ認有之名前之もの者、借り主同様為相手取仕来之由

但、粗心得違いたし請人を請負人与認候も有之候処、右之分も受人之事ニ付、為相手取候由

一、証人加判与認有之候兩条之名前之もの者、縦合相手取度旨申候とも、為相手取不申仕来之由

但、江戸表振合与者違候条、当表之振合者、証人加判者貸借を見届候迄之証人与申趣意ニ而、前々為

相手取不申仕来之由

一、右之通二而濟方日限之事者、定例之通申付、押込二申付候節より請人者不及沙汰、其假浮置、借り主之方計り身代限申渡候仕来之由

但、右身代限請取銀高不足有之候旨を以、請人相手取、願人より申立候節者、改メ請人江定例之日数申付候仕来之由、尤其節二至り候而者、追々日限申付候上、請人たり共身代限為相渡候仕来之由

天明五

巳六月廿六日

廿 借金銀、其外切金渡高之儀二付、大坂町奉行小田切土佐

守江大屋四郎兵衛問合

借金銀・売掛等、都而切金二被仰付候分、金拾両二付何程、銀壹貫目に付何程宛之御割合二而切金銀被仰付候哉、且金五拾両以上、銀三貫目以上之分者、御割合御差別御座候哉、御奉行所御取捌二准し取計申度奉存候間、御附札を以被仰知被下候様仕度奉存候、依之御問合申上候、以上

天明六

午八月廿五日

付札

大屋四郎兵衛

此儀、切金銀何程与申儀、此方互不相極、取渡銀高之儀双方相对為致、其段申出候節、願高拾貫目二付凡金壹両以上之請取渡二候得者、聞届、尤願金銀高多少有之候共、無差別右割合を以取計来候

廿一

借金銀出入請候もの貨物出入請、身代限申付候節、貨物無之節之取計方、大坂町奉行小田切土佐守江大屋四郎兵衛問合書

借金銀滞出入訴出目安中、貨物出入訴出、借金出入者常例之通日限申付、貨物出入者早々濟申渡候内、借金銀之方身代限二相成候時者、貨物出入者有物之儀其品為相渡、残諸道具、其外借金銀滞之方江身代限為相渡候、若其節、貨物無之節者、如何御取計被成候哉、御奉行所御振合御附紙を以被仰知被下候様仕度奉存候、以上

(天明八年) 申七月

付札

大屋四郎兵衛

借物無之節者、遂吟味候事二御座候

廿二 寛政元酉年、大坂町奉行

達書

宮門跡方并寺院等之名目銀相滞、役人、又者支配人共方及
出訴候節者、相手之もの呼出、即日方日限濟方申付候、右
相手之者二家明并都而金銀出入之先訴有之候得者、引上、
右名目出入相濟候上、相願候様申渡来候処、右体名目銀滞
出入願出候節者、宝曆年中之定法二立戻、先訴無構、為請
候様、今般御下知有之候付、以来都而金銀出入并家明先訴
出入共引上三不及、其假名目出入共二為請、先訴之金銀出
入・名目銀出入共二不相濟候ハ、願人共江家財配分申付、
家明出入之儀者、名目銀濟方中二候共、勝手二家明致さセ
引取先二而名目銀出入為請候事

但、名目銀濟方申付置候処、平目安之金銀出入之後
訴有之候得者、先訴相濟次第為願候事

廿三 名目銀、家明、借金銀出入相混候節、濟方之儀二付、

大坂町奉行小田切土佐守江大屋四郎兵衛問合書

宮門跡方并寺院等之名目滞訴出候節、外借金銀并家明出入
先訴有之候得者、右先訴御引上、名目銀目安為請、借金銀
先訴者追而右出入相濟候上、願出候様被仰渡来候処、右体

名目銀滞出入願出候節者、宝曆年中之定法之通、先訴無構、
為請候様、今般御下知有之候付、以来都而借金銀并家明出
入とも御引上三不及、其假名目出入共為請、先訴之借金銀
出入・名目銀出入両様共不相濟候得者、家財配分被仰付、
家明出入者、名目銀濟方中二候共、勝手二家明渡さセ引取
先二而名目出入為請候、且名目銀先訴有之候所江、外借金
銀願出候与も、是迄之通御引上三相成候由、御達之趣承知
仕候、然ル処借金銀出入者、訴出候日方三十日目裏書差遣
し、病氣断両迄迄承届、对決之上、六十日限濟方申付、日
限中不相濟候得者、押込之上、身代限申付候、且名目銀滞
者、訴出候節、御呼出之上、直二六十日限濟方被仰付候由
承知仕候、濟方之儀者、是迄之通被仰付候哉、左候得者、
右之通取計方日数相違いたし候間、配分之儀者名目銀江御
引付被成、配分被仰付候哉、又者借金銀出入身代限相成候
迄、名目出入御浮置被成、配分被仰付候哉、為心得此段御
問合申上候間、否御附札を以被仰知被下候様仕度奉存候、
以上

寛政元

西三月

大屋四郎兵衛

付札

此儀、濟方之儀者、是迄之通申付候、先訴金銀出入
 訴狀中二候共、対決之上、切日二至候迄二名目之方
 先江日限満候ハ、浮置、并先訴日切、又者押込中
 二候ハ、名目出入者先訴切日迄二可相濟旨申付候

廿四

以切紙致啓上候、然者先日御晰之証文銀濟方之節、利銀分
 通之儀、今日東目安方二而工藤小左衛門江問合候処、同人
 申聞候者、月壹歩半ハ高利二候得者、願差戻、借方双方対
 談之上、壹ヶ月壹分半与歟、又者年壹割五分与歟相当り候
 様願為直、双方対談之上、新夕之願与心得、右之歩通り二
 候得者、裏書遣し候仕来之旨、尤御奉行之御心二寄、即刻
 右歩通二相直し、裏書遣候儀も可有之哉二候得共、先仕来
 者、高利二候得者、願書差戻し、前文歩通二相当り候様取
 計、其上二而裏書遣候儀之旨申聞候、左様御承知可被下候、
 右申上度如斯御座候、以上

寛政八

辰二月十一日

柴山泰藏殿

牧野嘉兵衛

寛政十年三月書損有之質物証文之儀二付、大坂町奉行
 所江問合書

廿五

覚

兵庫津嶋上町紙屋市次郎欠落跡 兵庫津嶋上町
 地子米五斗六升六合五勺 落札人
 一家家ヶ所 山田屋
 一、土蔵壹ヶ所 但、家附之品一式 与惣左衛門

借家壹ヶ所

此代銀壹貫八百四拾九匁四分五厘七毛

是者欠所御払二相成候分

右紙屋市次郎所持 同所北中町
 同所魚棚町二有之候掛屋敷 落札人
 地子米六升六合式勺八才 米屋
 一、建家壹ヶ所 弥兵衛

此代銀貳貫七百六拾壹匁

是者右家屋敷共同所永沢町樽屋利兵衛江銀壹貫五百
 目二質入二相成有之、右証文御引渡被成候付、書面
 落札直段与質入元銀与差引仕候処、銀壹貫貳百六拾
 壹匁売過二相成申候

右者先達而御引渡被成候拙者御代官所撰州八部郡兵庫津地
 子方前書紙屋市次郎欠落跡家屋敷欠所御払之積入札申触候
 処、右之もの共落札二相成候付、再応吟味増之上、直段取

極候処、書面之通ニ御座候、然ル処魚棚町掛屋敷者、樽屋

廿六

利兵衛方江質入ニ相成有之、町内水帳之地子米高者六升六合式勺八才ニ御座候処、証文面地子米七升壹合八勺与相認有之、全証文書損之由、所役人申立候、右之通地子米員數書損御座候得共、質地ニ相立可申哉、御奉行所御取計方御附紙を以被仰知被下候様仕度奉存候、勿論右之趣を以江戸表江相伺、質物ニ相立候ハ、魚棚町御払之内ハ質入元銀壹貫五百目者質取主江相渡、差引過銀壹貫貳百六拾壹匁与嶋上町御払銀壹貫八百四拾九匁余、都合銀三貫百拾匁四分五厘七毛者、落札人ハ取立、上納可仕候哉之段茂、御勘定奉行江相伺候積り御座候、依之此段申上候、以上

寛政十

午三月

石原庄三郎

大坂西町奉行

成瀬因幡守付紙

質物証文之儀者、奉行所ニ而取扱来候定法有之候得共、書損有之証文取扱方之定法者無之、其時々吟味次第可申付儀ニ而、差当り右体之先例も不相見候間、いつれ共差極難及御挨拶候

叔母存生之内、叔母名前之家屋敷甥方江質二取、銀子貸遣し、何ノ何月迄元利返済可致、若相滞候ハ、家屋敷可相渡旨相認、借主叔母証人并村役人加印之証文取置候処、返済相滞候旨ニ而、濟方之儀甥より右叔母死跡相続人従弟違女を相手取、願出申候、右甥者養子ニ而、証文名宛ものニ御座候得共、養家之叔母ニ而勿論養実之差別者有之間敷候哉二付、右体叔母ハ取置候証文を以濟方願出候得者、叔母を相手取候様同様二付、願取上有無之儀、御奉行所御取捌方承知仕度奉存候、且又右願人当時質物并元利銀等請取候所存二者無之候得共、前書証文十ヶ年ニおよひ、年切ニ相成候間、借主叔母死去いたし候上者、名前相除、相続人従弟違女名前ニ証文書替候様懸合候得共、承引不致候間、申付有之度旨相願候節者、願之通書替之儀申付候筋ニ可有之候哉、自然濟方不取上儀ニ候ハ、証文書替之儀も不及沙汰方ニ可有御座候哉、御奉行所御取捌ニ准し取計申度、右之趣御問合申上候、御附紙を以被仰知被下候様仕度候、依之此段申上候、以上

享和二

戌二月

石原庄三郎

下ケ札

本文從弟違女者、叔母之孫二而御座候

大坂町奉行佐久間備後守附札

御書面叔母名印之証文を以、同人死跡相続人江懸候
金銀出入之儀、元來親類同土之取引二付、濟方之不
及沙汰、相对次第申付候儀二而、証文仕替之儀者、
於奉行所不及貪着当表之任來二御座候

廿七 大坂町奉行二而預銀出入請居候百姓、当方二貨物出

入有之候付、取計方水野若狭守殿江問合書

大坂町奉行

拙者御代官所撰州有馬郡湯山町丹後屋長兵衛儀、同町半六
相手取、疊・建具類貨物出入先月六日訴出候付、裏書差遣、
當時日延中二御座候処、安部右京知行所同郡結場村仁兵衛
(旗本)
右半六相手取、預ヶ銀出入先達而其御奉行所江訴出、先
月八日半六儀押込被仰付、慎中二付、借り受候品々差戻候
儀も難相成与同人代之もの申之候、然ル処長兵衛方相手取
候者、貨物之儀二付、拙者方二而濟方申付候而も於御奉行

所御差支無御座候哉、又者前書預ヶ銀出入二付、自然半六
儀身代限被仰付候様相成候ハ、其節長兵衛貨物之品々相
除、同人方江可相渡旨、於御奉行所半六江被仰付可被下候
哉、否御附紙を以被仰知被下候様仕度、依之長兵衛方差出
候証文写寄通相添、此段申上候、以上

享和三

亥二月

石原庄三郎

水野若狭守附札

御書面相手押込申付置候、預銀出入不相濟候付、貸
物出入も一所二相糺可申候間、御差出被成候様存候

廿八

地主直支配之新田質物証文、新田支配人有無、御年貢
不納二付、主地方答方組合定有之、相互二村役兼勤候哉
之段、大坂西町奉行佐久間備後守被尋候答書

地主直支配之新田質物証文之儀、村方二奥印可致もの無之
候而者、質物差入候儀差支候付、此段取調之上、兼而之儀
取極置可申与存、御問合申候儀二有之候、右体之質物奥印
相当之もの可有之哉、奥印可致者無之事二候ハ、品二寄、
向後之儀者組合村相極置、其村役之内二而年番相定、其年

番之もの奥印ニ而質物差入候様取極置候而者如何可有之哉之事

此儀、是迄取極候儀并奥印相当之もの外ニ無御座候間、書面之趣を以御取極御座候而可然哉ニ奉存候、尤御取極御座候ハ、其段御達被下候様仕度、左候ハ、御奉行所ニ准し取計可申与奉存候

一、新田致所持候もの、支配人無之、持主直支配いたし候儀者、不苦儀ニ有之候哉

此儀、持主直支配いたし候而も、不苦儀ニ御座候

一、持主直支配之新田者、外ニ村役人ニ可准置立候もの有之候哉

此儀、村役人ニ可准重立候もの取極置候儀無之、地主差支、病氣等之節者、下人、又者下作百姓之内、代人ニ差出候儀も御座候

一、持主直支配之分年貢不納等有之、手鎖、又者所預等御申付有之節、いつれ江預御申付候哉、是迄右体之先例無之候ハ、如何様御取計之御心得ニ候哉

此儀、先例無御座候得共、手鎖・預ケ等申付候節者、隣郷之新田地主・支配人、又者組合村之内江預ケ可申付候、尤他支配私領村々之内ニ致住居候地主者、先方江懸ケ合、其所役人呼出、預ケ申付候積、且御奉行所御直御支配町方之もの地主ニ候得者、右体之尋者申上

取計候心得御座候

一、兼而新田二者、外組合村定有之候哉

此儀、村々申立候趣を以承届置候儀者有之候得共、別段組合村相定申渡候儀者無御座候

一、右組合村相定有之候ハ、村役之内ニ而年番等相定、直支配新田地主差支有之候節者、相互ニ右新田之村役相兼相勤候儀有之候哉、右地主所預ケニ相成候節茂、右組合村所之もの江御申付有之候儀ニ候哉

此儀、預申付候儀并組合等之儀者、前ヶ条ニ申上候通ニ而、組合新田、又者組合村々申合、村用相兼、惣代ニ而相勤候儀も有之、或ハ組合者無之候得共、同御代官所新田続村も有之候付、右組合ニ不限、地主・支配人差支御座候節者、隣村之内ニ相互ニ申合相勤候儀も御座候

右者兼而取極置候儀、先格等者無御座候得共、心得方之処御尋ニ付、此段申上候、以上

享和三

亥八月

石原庄三郎

廿九

家質証文ニ質入主・請人・口入人等連印、町役人奥印加印

いたし、建家ヶ所・間敷・家付之品・地子米高書載セ、当
 何月々来ル何之何月迄右建家地面一同銀何程之質物ニ差入、
 銀子慥ニ受取候、然上者利銀一ヶ月ニ何程宛毎月晦日限無
 滞相渡、公役・町役共質入主方相勤、限月二元利共返済可
 致候、万一滞候ハ、右質物帳切いたし可相渡旨認有之候得
 証文、此節取調候儀ニ御座候処、右証文ニ利足定有之候得
 共、質入主・請人・町役人加印も有之候間、利足定御座候
 而茂、質物ニ相立可申候哉、御問合申上候、御奉行所御取
 捌之趣、否御附紙を以被仰知被下候様仕度奉存候、依之証
 文振合写老冊相添、此段申上候、以上

享和三

亥五月

石原庄三郎

大坂西町奉行佐久間備後守殿付紙

御書面家質証文ニ利足定有之候与も、質物ニ相立候
 定法ニ有之候

三十

大坂三郷統村方借金銀出入滞高之儀、文化七年八月
 廿四日大坂東町奉行平賀信濃守目安方与力弓削喜代蔵
 江牧野嘉兵衛へ問答

三十一

一、撰州東成郡天王寺村方銀式、三拾目、或者式、三貫文之
 預銀錢・売掛ケ出入願出候処、少分之願高二付、相對を以
 濟方可致、裏書者難差遣旨申聞、願書相返候処、天王寺村
 并南北平野町方大坂市町江相掛り候貸銀・売掛り等、銀拾
 匁以上、錢壹貫文以上者、同所奉行所ニ而取上有之候儀に
 付、右ニ准し御取上有之度旨、強而相願候ニ付、奉行所振
 合牧野嘉兵衛を以問合候処、大坂三郷統左之村々之分者、
 拾匁以上、壹貫文以上預銀・売掛出入共取上、裏書遣し、
 濟方申付候旨、平賀信濃守組目安方与力弓削喜代蔵申聞候
 由、嘉兵衛方申越候付、村名記置

東成郡

野田村 新喜多新田 古屋敷地 中道村 北平野町

天王寺村 森村 東高津村

西成郡

国分寺村 川崎村 北野村 曾根崎村 上福嶋村

下福嶋村 九条村 六軒屋新田 市岡新田 池山新田

岩崎新田 三軒屋村 西側村 今宮村 西高津村

塩町口野畑 吉右衛門肝煎 材木置場 難波村

以一切紙致啓上候、然者当表玉造中町尼崎屋藤兵衛借家播磨屋弥三郎同家こま儀、其御代官所撰州東成郡猪飼野村小路安兵衛所持之家屋敷并建家質物取置候段、其御役所江願出度段添翰之儀相願候付、如斯御座候、以上

文化十四年

七月廿日

（大坂西町奉行）
齋藤伯耆守
（大坂東町奉行）
平賀信濃守

石原庄三郎様

御切紙拜見仕候、然者御地玉造中町尼崎屋藤兵衛借家播磨屋弥三郎同家こま儀、拙者支配所撰州東成郡猪飼野村字小路安兵衛所持之家屋敷并建家質物二取置御添翰之儀相願候付、御差出御座候旨、御紙面之趣承知仕候、右こま代藤兵衛罷出候間、証文引上相糺候処、相違も無之相見候間、追而可及沙汰旨申渡、差帰申候、右為貴報如斯御座候、以上

七月廿二日

石原庄三郎

平賀信濃守様

齋藤伯耆守様

右一件者、天王寺村荒物屋弥三八（文化九年）猪飼野村安兵衛江相掛り候売掛并年賦銀出入、去申十二月六日願出、日限濟方、押込等被仰付候得共、不相濟、当四月廿五日身代限被仰付

候処、家屋敷大坂玉造中町播磨屋弥三郎同家こま方江銀書質目之質物二取置候旨、取渡之節、村役人共申立候得共、質除之儀不申立候間、無差構取引可為致旨申渡候処、同廿七日右こま安兵衛江相掛り質物出入御奉行所江願出、裏書相廻り候付、安兵衛儀大津表二而身代限被仰付候段、村役人共御奉行所江申立候処、牧野嘉兵衛儀東御奉行所江呼出、与力萩原慎三申聞候者、御奉行所目安相廻候間、一件奉行所江御差出候筋二者無之哉之旨二付、右之趣大津表江申遣、返答可及旨、答置申越候付、先訴・後訴二付訴状引上方之儀者、宝曆年中以來仕来有之、殊こま儀日限押込中質地除も不申立候儀者不念二而、身上限申付候上、御奉行所江一件差出候様相成候而者、裁許二相響候儀二付、質地除之儀者、是迄添翰を以御差出有之候儀仕来二付、其通御取計有之候様いたし度旨可申立旨、嘉兵衛江申遣、其段申立候処、右一件いつれ二も御奉行所江御差出可被成旨、信濃守被申候旨慎三申達有之候段、猶又嘉兵衛申越候二付、此節庄三郎出府留守二付、留守居之もの共了簡を以差出候儀者難取計、江戸表江申遣候上、御答可及旨申立候様嘉兵衛江申遣、其通慎三江申談置、御帰津之上、曾根源次郎申上出坂、東御奉行所江罷出、慎三江面談、弥三八今安兵衛江相懸り候一件可差出旨御達二付、庄三郎江申聞候処、先訴・後訴二而訴状引上候儀者、兼而御承知之通二

而、此度之儀先訴・後訴二も無之、身上限申付、落着もいたし候儀を、一件御奉行所江差出候而者、手戻り二相成、庄三郎方二而裁許申付候儀不相立様相成候而者、外々響二も相成候間、差出候儀庄三郎一分二而も御挨拶難致、殊二こまふ願立之儀者、質地除二有之、質地除者は迄御添翰を以庄三郎御役所江願出候儀前々仕来二付、旁差出之儀容易二難致候間、御差支之儀も無之候ハ、庄三郎方江御添翰を以御差出御座候様いたし度旨申談候処、信濃守江可申聞旨二而、扣居候様申聞候間、扣居候処、被仰達候趣信濃守江申聞候処、西奉行所江も申談、其上御挨拶可及旨申談候付、葭屋善八方二扣居候処、当七月十三日御奉行所江罷出候様申来候間、牧野嘉兵衛一同罷出候処、与力田坂重三郎申聞候者、被仰聞候趣西奉行所江も申談候処、訴状相廻、引上候例無之候付、大坂三分御代官方江も相尋候上、一旦裁許も被仰渡候儀二付、御差出二不及、尤右身代限相成候儀願人不申立、訴状差出候段不埒二付、心得違之趣書付取之、訴状引上候間、其御役所江可願出候間、左様御承知可被成旨申聞候間、右之通二而こま儀質地除大津御役所江願出候儀二候ハ、是迄仕来之通御添翰を以御差出御座候様いたし度旨申談候処、承知之趣申之候間、源次郎・嘉兵衛共引取候事

三十二 家賃銀滞・家明出入濟方之儀、大坂東町奉行平賀信濃守江問合書

家賃銀滞濟方願出候節、差日幾日并日延何ヶ度承届、不相濟節者如何可申付候哉

御書面家賃銀滞濟方願出候節者、通例金銀出入之通三十日差、裏書差遣、対決日切濟方申付、不相濟候節者、身代限為相渡候儀二而、右取渡中相手方名前退転いたし候儀相歎、出入内濟致度、双方連印二而日延相願候歟、又者対決之節、故障等申立候ハ、其節之仕儀二寄、日延等聞届候儀二有之候

一、借家人家賃滞有之候処、其家二不罷在、元家主願後れ、年月を経願出候節者、如何取計可申候哉

御書面家賃銀滞有之候処、元家主願後、年月を経願出候共、十ヶ年之内願出候ハ、取上候儀二有之候

一、家賃銀相滞、借家人欠落いたし候節者、請人江本人同様濟方申付候筋二御座候哉

御書面家賃銀相滞、借家人欠落いたし、家請人相手
取候節、証文表ニ請人引受可相濟趣認在之者、濟方
申付候得共、何れ証文次第ニ而取上候差別有之候

一、家賃銀滞・家明共一同願出候節、家明申付候上ハ、家賃
銀滞濟方ハ不及沙汰筋ニ御座候哉

御書面家賃銀・家明一同ニ願候節者、右兩様之内、
何れ成共一口宛願人存寄次第ニ為願候儀ニ有之候

一、家賃銀滞銀高多少ニ寄り濟方差別御座候哉

御書面家賃銀滞銀高多少ニ寄、濟方之差別者、通例
金銀出入同様之振り合ニ有之候

右者拙者御代官所村々方此節家賃銀滞願出候処、是迄右様
之濟方申付候例無御座候間、御奉行所御振合御附紙を以被
仰知被下候様仕度奉存候、以上

文化七

午十月

石原庄三郎

三十三

貸蒲団、其外損料并貸物滞願出候節者、証文年月方何ヶ月
を限訴出候分者御取上、又者貸金銀同様証文年月方十ヶ年
内ニ候得者、御取上御裏判被差遣候哉、拙者御代官所撰州
天王寺村并南平野町之儀、御奉行所御取扱ニ准取計申度奉
存候間、当時貨物并損料滞願出候節、御取計之趣御付紙を
以被仰知可被下候、以上

文化十二

亥十月

石原庄三郎

御書面御問合有之候損料并貸物滞取扱之儀、於御役
所者十ヶ年過候証文不取上儀者勿論之儀ニ候得共、
右年数之内ニ而別段差定候差別無之候、併右類者、
多分当座一兩年之内ニ願出候儀ニ有之候、尤損料之
分者、濟方等申付一通り金銀出入同様申付候儀ニ有
之候

三十四

撰河播州村々之内、買預米別紙写之通手形取置候処、差滞、
米不相渡段訴出候節、呼出差日并対決之上濟方等者如何被

仰付候哉、且右出訴以前通例之借金銀出入二而訴状請居候由、相手方申立候共、手形之趣二而者有物之儀二付、先訴二不拘、為請、濟方等被仰越候儀二御座候哉、右体之例拙者方二無御座候間、御奉行所御取計之趣、兩条共御附紙を以被仰知被下候様仕度奉存候、以上

文政元寅

四月

石原庄三郎

大坂西町奉行

付紙四月 (マ) 日目安方与力松井喜平次相渡

御書面買預米之儀者、米征・升目等睨与見改候而買附、即刻代銀不残相渡、預置候処、不相渡段申立、右預置候後、引取方等閑二茂不相聞候類者、通例借金銀出入之先訴二不拘、御用日一ツ抜里数有之、難罷出分者二ツ抜之裏書を以対決申付、無相違旨答書差出候得者、右米早々可相渡旨申付、其後不相渡候段願人方追訴及七ヶ度候歟、又者対決之節、故障之返答申立候類、且追訴中二而茂紛敷筋相聞候ハ、仕儀次第及吟味候儀二有之候

段、大坂町奉行

問合書

撰河播州村々百姓・商人方皮多共江相掛預銀・売掛出入訴出、日限濟方、押込等申付、不相濟節者、素人並身代限申付候筋二可有之候哉、是迄皮多共身代限申付候例無御座候間、御奉行所御振合御附紙を以被仰知被下度、依之此段申上候、以上

文政八

西二月

石原清左衛門

付札

平人・皮多之無差別身代限申付候

三十六 借金銀出入切金申付方之儀、嶋田帶刀手代池田三吉

江大坂詰牧野嘉兵衛合問合往答

切金之儀二付、大坂表江問合之趣左之通

一、対決之上、日限濟方被仰付、不相濟候得者、押込無之、直二連々濟被仰付候哉

御書面对決之上、日限濟方被仰付、不相濟候ハ、押

三十五 平人方穢多江相掛候借金銀出入、身代限申付候哉之

込前二切金被仰渡候由

一、切金二申付ル与被仰渡候哉、又者連々濟申付ル与被仰渡候哉

御書面切金申付ル与被仰渡候由

一、月々二渡方可致旨被仰渡候而茂、員数被仰渡者無之哉、何程宛相渡候様被仰渡候哉、又者渡方・請取方対談次第二有之哉

御書面月々取引之儀、双方申合、員数取究書付可差出旨被仰渡、別段員数御差図者無之由

一、右請取渡対談落合不申節者、老貫目二付大体何程と申定有之哉

御書面取引員数之儀、若下方二而談合不行届由二而、

差図請度旨申立候ハ、其時宜二寄、御奉行所江問合候共可致、是迄者下方相對を以取引致し候事二付、未

御差図之御取極者勿論、御心組も無之由

一、月々請取渡相濟候ハ、請取方計届出候哉、又者双方罷出候哉

御書面月々取引済届候儀、双方并双方之村役人共四判相揃候書付差出候得者、御聞被成候由、右者御奉行所

二而右振合与相聞候由

右之外洩候儀者、宜御問合相分り候ハ、ヶ条限御用状二被仰越候様致度奉存候、以上

五月七日

岡田大八

牧野専左衛門様

御書面被仰越洩候儀、差当り存知合之儀も無之二付、前附紙二相替候儀有之候歟、御心付之儀も有之候ハ、為御知被下度池田三吉江頼置候

三十七

光雲寺貸銀之儀二付、石原清左衛門御代官所河州古市郡古市村綿屋新兵衛・荒物屋武右衛門并所之もの相手取、当御奉行所江願出候付、日限濟方被仰付置候由、然ル処同村三郎左衛門・政次郎兩人を右新兵衛江相懸り質物銀滯出入、(天保四年)去々巴九月六日願出候付、日限濟方申付置候処、不相濟候付、質物取渡之儀可申付処、同人江相掛り、(候脱)永井飛驒守様御預所同州丹南郡岡田村伊左衛門を当御奉行所江先訴御座候付、質物取渡之儀者暫く浮置、并同村宗太郎を新兵衛江相掛売掛代銀滯出入去々二月二日願出候処、(天保五年)右先訴御座候付、訴状引上置申候、然ル処当月七日御奉行所先訴之分濟口相成候趣届出候付、前書三郎左衛門・政次郎願之分質物早々取渡し濟方可致旨申渡、宗太郎願掛も為請候間、此段御断申置候

右之趣可申上旨、大津を申越候付、此段申上候、以上

天保六

未閏七月

石原清左衛門手代
牧野嘉蔵

右之書付、閏七月十三日大坂出張牧野嘉蔵方江御用状を以
差遣候処、同十四日東奉行所江嘉蔵出役、右之書取次佐
藤伊兵衛を以差出候処、目安掛り由比弥三郎面会申聞候ハ、
御役所御取扱三郎左衛門外売人ハ新兵衛江掛り候質物銀出
入、宗太郎ハ新兵衛江懸り候売掛出入とも先訴之儀者無相
違候得共、光雲寺貸付之儀ハ一ト通り借金銀出入とも違、
江戸表江申上候上之貸付名目之儀ニ而、東西御役所ニ而も
別段之取計ニ而、譬江外々ニ先訴有之候共、取上落方申渡
候儀ニ而、光雲寺貸付之方江引付、取扱候儀ニ有之候間、
右貨物取渡し、且宗太郎願掛も、御役所御定法通為御請候
而、差支之儀無之候間、奉行所受目安出入追々日順を以押
込、身代限申渡候儀ニ付、前書質物銀滞帳切并宗太郎願掛
之分、出入不濟切候ハ、其節右二口共一件御奉行所江可
差出、書取者讀岐守落手被致候間、左様可相心得旨、右弥
三郎を以達有之候段、牧野嘉蔵より申越又

三十八 質物利足請取方之儀ニ付、大坂町奉行国触

質物商売いたし候もの共、質物取候節、三ヶ月ニ相定、其

月ニ請戻候もの有之候而も、三ヶ月分利足銀取來輕もの共
難儀いたし候由相聞候、仕來与者乍申、質屋ニも不直成事
ニ付、以來者請戻候月迄之利足銀取候様、質屋共江申渡候
間、其旨可心得候

十二月

右之趣触知セ候間、村々庄屋・年寄、寺社家承知之段、肩
書令印形郡切村次順々無遅滞相廻、触留（佐野政親大坂西町奉
行）備後守番所江可
持参もの也

天明四辰

十二月

（小田切真年、大坂東町奉行）
土佐印

備後印

村々

庄屋

年寄

寺社家

三十九 貨物損料之儀ニ付、大坂町奉行・堺奉行国触

質蒲団・蚊屋損料之儀、預ケ銀等之利足与見合候得者、元
付二不抱、格別之高歩ニ相当候、蒲団・蚊屋貸候者、身貧
もの着用之ためニ候処、利貪候而者如何之筋ニ付、賃錢
引下方之儀古手屋年寄共江申渡、為取調候事

大蒲団

一夜八文

小蒲団

一夜五文

大蚊屋

同 拾文

小蚊屋

同 八文

右之通ニ而貸候得者、相応之賃錢ニ相当候間、貸物渡世之もの共右賃錢より高直ニ不貸附様取縮可申、其外上中下衣類等之賃物ニ而茂、是迄より者ニ割方引下ケ賃附させ可申旨、右年寄共申立候付、右之通取縮可致旨申渡候間、以來者触書以前貸附候共、触渡以後願候分者、出訴之節、右賃錢より高歩ニ相当候ニおいてハ、引下ケ可申付候、尤賃物并損料滞願出候節、所役人共手前ニ而篤と相調、貸方無相違候ハ、是迄之通奥印いたし可差出候

但、賃物出入出訴之儀、証文年月^{寛政六}三ヶ月を限可及出訴、限月過訴出候ハ、不取上儀者、去ル^{寛政六}寅年相触候通相心得可申候

寛政十二

申八月

四十

泉州村々質商売之もの共賃物取候節、請人有無通ひ、又者質札等之儀ニ付、堺奉行矢部駿河守与力^{寛政六}問合返

書

御剪紙拜見仕候、然者御代官所村々質商売之もの共賃取方之儀、都而通ひ、請人取之、賃物取引いたし候定ニ有之候哉、又者少銀之、賃物ハ請人無之取引いたし、銀高何程^方以上者受人取之候杯与申定も候哉、村々仕来定法等之儀も有之候ハ、御承知被成度旨、御紙面之趣承知仕候、賃物取方之儀、其品出所得与相糺、置主・請人慥ニ候ハ、可取之儀与相心得罷在候得共、右之趣是迄申触候儀も相当相見不申、都而御代官所村々賃取方之儀者、請人取候而、通ひ、又者質札等差遣、請出候節、相当之利足申請候も有之、或者請人不取置も有之候由、其所仕来区々ニ相聞申候、畢竟在方之儀、村内・隣村入魂間、又者知縁之もの^方品物預り、金銀錢貸渡候姿ニ而、於下方別段之定法等者無御座候、巨細者得与不取調候而者相分兼候得共、大津御役所ニ而前書之通相心得罷在候旨申越候、左様御承知可被下候、右貴答如斯御座候、以上

享和元酉年

四月廿日

牧野嘉兵衛

^(堺奉行所手力)伊藤吉左衛門様
^(堺奉行所手力)辻村二郎右衛門様

四十一

大坂市中并在方質屋共賃取方之儀ニ付、東町奉行平賀信濃守江問合書

大坂市中質屋共質物取方之儀、置主・請人兩人罷越候得者、質物取之、尅人二而印判式ツ持参いたし、置主・証人と名乗候共、質品請取不申、勿論代人二而置主・請人之両印持参いたし候分者、猶更質品請取不申儀ニ御座候哉、又者質置主・請人印鑑兼而請取置、当人共難相越節、代人右両印持参、質物差入候砌、印判相違無之候得者、質物取之、金銀錢貸渡候儀ニ御座候哉、且撰州天王寺村質屋共儀、大坂市中質屋仲間江入、或者在方質屋仲間江相加罷在候趣ニ御座候、右者両仲間之内、何れ江成り共加入いたし候得者、質屋渡世相成、両仲間外之もの者、質屋同様質物取候儀難相成儀ニ御座候哉、御奉行所御取扱之趣御附紙を以被仰知被下候様仕度奉存候

文化八

未四月

石原庄三郎

御書面質物取方之儀、最初質物差入度段申来候節、置主・請人之身元相改、兼而判組を拵置、質物差入候節者、別印を相用ひ取引いたし候、是を通判与相唱候、質物持参之節、通例与印鑑と引合相違無之者、幾度二而茂取引いたし候、尤最初判組之

節、置主并請人を質物二用ひ候通判之印鑑并儘成質物差入候請合之証文を取置、是を質屋二而置証文与相唱候、依之右通判持参候得者、判組之内、尅人罷越とも、又者判組之外之もの使ニ罷越とも、通判を目当、質物取引いたし候、右前々を質屋定法与相唱候

一、天王寺村質屋之儀、三郷市中并撰河両国在々江先年より質屋株差免有之候付、右両株之内、何れ江成り共加り候得者、質屋渡世相成候、右両株之外二而質屋同様之渡世者難相成候

右大坂町奉行平賀信濃守付札、六月廿四日到来

四十二

大坂市中并在方質屋共質物請戻方之儀、聞届ニ相成

候趣、大坂町奉行

分達

質物商売致し候者共、質物取候節、限月を相極、右銀月々翌月朔日ニ質物請戻し候もの有之候而茂、矢張其一月之質銀利足等取来候ニ付而者、月越不成様質物請戻し度存候身軽之もの共、又者商売柄ニ寄、十月、十二月、節季抔者、懸銀等取集ニ相廻り居候内、無抛限月之翌日ニ至、其一ヶ

月之質銀利足差出候儀出来と者乍申、及難渋候趣相聞候二付、質屋共取引之次第相尋候付、此度質屋仲間一統申合、向後者定法限月之翌月二日迄者質物流候儀猶予いたし、右日数二日之内ニ質物請戻し候もの者、其月之利足致用捨、為請戻候様致度旨、三郷并撰河在々質屋年寄共申出候付、聞届候間、右之趣兼而相心得可罷在事

（文化一〇年）
西十月廿四日

右之趣撰河在々江廻状差出又

四十三

播州十六郡村々之内、質屋・古手屋・古道具屋渡世いたし候もの、前々々無株二付、盗物等質二取、又者不正之品等買合有之節者勿論、兼而仲間無之事二付、諸事取締不行届哉二相聞候付、大坂三郷惣年寄共取締方之儀致勘弁候処、是迄右渡世いたし居候もの共差配いたし候もの無之二付、惣年寄差配二相成候ハ、取締出来可申哉、尤新ニ差配いたし候連、改而入、或出銀等為致候儀ニ茂無之、被盜物触書等之諸雜費而已二而、入用相掛候事二者無之、仕法を以内々其筋合承調候処、私領向者、村数急々難行届二付、先ツ御料所丈ケ之分者、以来差配請候様相成候ハ、取締も出来可申趣を以、右三手商売差配之儀、惣年寄共申立、取

締一条之儀二付、於御料所惣年寄共申立差配之儀、差支之筋者無之哉之儀御尋二付、取調候処、郡中之内、質屋・古道具屋・古手屋与限渡世之もの無御座、農業重之村々二而、尤作問二者少々ツ、小商仕候ものも有之候得共、無作二而商売而已仕候もの者、村役人々急度商売差留候得共、稀二者病身二而農業難成、無扨商売二而渡世仕候ものも御座候得共、夫等之もの者、格別情々（稿）勸農之儀、村役人共相心得取計候儀二而、百姓之内、他借等相嵩、相続難成もの共相頼、近辺最寄宜所二而市仕、直段能売払、其外無扨差当銀子入用之節者、村内・隣村商人共、又者身元相心二相暮候もの江、暫之内、着類・諸道具を預、融通いたし遣候儀も有之候得共、右三手渡世与申筋ニ茂無之、全懇意合を以取計候儀二而、聊ツ、融通いたし候もの共迄名前書頭、右商売筋大坂三郷惣年寄差配請候儀者、相好不申、自然惣年寄差配二取極候而ハ、縦懇意合二而茂、右体少分之儀茂於村方融通難相調、道具類ハ勿論、聊之品茂遠方迄持出候様相成、村々一同難渋罷成可申哉、尤盗物、又者不正之品買取候儀者勿論、質取不致様兼々申合取締仕罷在候間、於此上（備）情々心付可申候間、是迄之通被成置候様仕度旨、村々申立候間、此段申上候、以上

文政七

申閏八月

石原清左衛門

(鈴木町代官)

武本武 太夫

(谷町代官)

辻六郎左衛門

播州拾六郡質屋外式株之儀二付、村々相糺候趣書付

(石原清左衛門)

(谷町代官) 添田一 郎次

(鈴木町代官) 根本善左衛門

播州村々拾六郡二而質屋・古手屋・古道具屋渡世いたし候もの、前々々無株二付、盜物等質二取、又者不正之品等買合有之節者勿論、兼而仲問無之事二付、諸事取締向不行届哉二付、右株御免之儀、(武藏忍藩主)松平下総守領分播州下西二見村重右衛門・(旗本)浅野耆岐守知行同州若狭野村篤次兩人願立候付、御取調有之候処、同州在々之内、右三組株式加入望之者共者、銘々支配御代官・領主・地頭江届出、差支無之由を以、篤次江一札差入有之、并同州一円故障差支等不相聞、重右衛門同意之趣、一郡限惣代与唱、耆人ツ、申合書夫々連印罷在候儀二而、其次第相違も有之間敷候得共、為念一応被成御問合候旨、去未八月中大久保讀岐守殿方御書取を(大保六左)(大坂東町奉行)以御達御座候、此儀、拙者共支配所播州村々役人共呼出、

相糺候処、何れも村柄不宜、小前困窮之もの多、別而近年不作打続、百姓共連々及困窮、年々御年貢、高掛り物諸役等差支候節者、無抛渡世与申二者無之候得共、少々宛質物・古道具等取引いたし候もの茂有之候間、懇意之者江相頼、衣類、其外質物二差入、或者売払、相互二助合、御年貢諸役相勤、漸宮罷在候儀二付、今般質屋・古手屋・古道具屋之株式取極、新規出来候而者、聊之品二而茂差掛り質物二差入候儀茂差支、又者払直段二茂抱り可申儀二而、右三株之もの共方江持參候二者、山寄辺鄙之村々者、場所二寄、遠方往返之雜費も不少、自ラ融通二相響、困窮之村々御年貢上納二差支候次第二至り、旁難立行、且篤次・重右衛門江同意之趣示談および書付為取替候者、小林新田国蔵并嶋村八郎次之外一切無之

本文書付之儀、清左衛門支配所美囊郡小林新田国蔵者、農業之間、大工道具・古道具売買、加東郡嶋村八郎次者、同様少々宛質物取候間、若狭野村篤次・長田村源右衛門願濟之上者、加入可致旨之書付為取替、又者同意之旨申答置候茂、右兩人之申勸二寄候儀二而、一己之存意二者無之旨申立候

此上盜物并不正之品等買合、又者質二取候儀等無之様、村役人共精々心付取締いたし候間、何れ二茂右三株新規出来不致、是迄之通融通差支無之様御居置被下度旨、村々一同

挙而相願候儀之旨申立候儀ニ御座候

右相糺候趣、書面之通御座候、尤株式江加入望之もの者、銘々支配御代官江届出、差支無之由を以、篤次江一札差入、又者重右衛門同意之趣、一郡限惣代ニ而申合書連印いたし候由之願立ニ相聞候得共、拙者共方江右様之儀届出聞置候もの無之、今般村々申立之趣無余儀筋ニ相聞、右三株出来候而者、自然与融通も不宜、弥増困窮之基ニ而、殊ニ寄候而者、御年貢納方之響ニも可相成候間、右等之処御勅弁御座候様いたし度奉存候、依之申上候、以上

天保七

申三月

播州一國質屋・古手屋・古道具屋株取立之儀、同州若狭野村篤次・下西二見村重左衛門^(右)先達而相願候儀ニ付、大久保讃岐守勤役中及御尋候儀茂有之候処、右等之株式相立候而者、一体之取引手狭相成、金銀融通ニも相響候筋ニ付、願之趣不及沙汰旨、篤次・重左衛門江申渡願書差返候事^(大西町奉行)
右書付矢部駿河守殿^(元保七年)添田手代呼出之上、与力吉田勝右衛門を以被相達旨ニ而、申四月二日添田引請^(元保七年)書状を以到来

世上金銀貸借利足之儀、金式拾五両二付毫分之割合を以

取引可致旨、去寅九月中相触候ニ付而者、双方共不実之儀無之様可致者勿論ニ候処、借方之もの共兎角等閑ニ相

心得、濟方不撈取、金主共も利益薄を厭ひ、融通不宜趣相聞候、依之奉行所ニおいて吟味之上、裁許申付候分、向後切金二者不申付、直二日限を以濟方申付、埒不明ニおいてハ、身体限金主江為相渡候間、金主共弥無懸念十分二取引可致候、勿論借方ニおいても其旨相心得、等閑之儀無之様、実意ニ濟方可致候

一、寛政九巳年以來之借金銀者、是迄之通取上、裁許可申付候得共、年古貸借ニ而追々利足を元金ニ結、新規借用、又者預金等之証文ニ直し候類、吟味之上、於無紛者、素々不実之取引ニ付、向後^(相對)対決濟申付、奉行所ニ而者取扱致間敷候事

一、売掛之儀、十ヶ年以上之滞者、向後相對濟申付、是又奉行所ニ而取扱致間敷事

但、十ヶ年以上之滞ニ而茂、引続取引致候分ハ、吟味之上、取上、裁許可申付候

一、遊女町・傾城町等より願出候遊女湯代金滞之儀、向後相對ニ可濟者格別、奉行所ニ而取上申間敷事

右之通相心得、弥世上金銀融通無差支様取計、借方之者共ハ勿論、貸方ニおいても相互ニ実意専ニ心掛取引可致候、且以來身体限為相渡候ニ付而者、先訴之分取上、日限濟方

申付置候内、同様之後訴有之候共、金銀出入二限、先訴相
濟候上二無之候而者、取上、裁許者申付間敷候条、其旨可
相心得候、尤右二付、身体を隠し、或者如何敷所業二及ひ
候もの、其外利欲二拘り不埒成出訴之類於有之者、当人者
不申及、其所之町役人・村役人等迄、吟味之上、嚴重二咎
可申付候、且又武家・寺社等者、是迄之通裁許可申付候得
共、兎角濟方等閑勝、或者申渡之金高不足二差出候輩茂有
之由相聞、尤不埒之事二候、向後右体之類於有之者、糺之
上、急度可及沙汰候
右之通可被相触候

天保十四卯

五月

